

### 第3章 出資等比率25%未満の出資等団体

以下、各部署所管の団体について検討した結果を記載する。

(注) 出資等比率25%未満の出資等については、内容について省略して記載している部分がある。

## 10-1（広報課）公益財団法人西郷南洲顕彰会

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	60,400	うち県 5,000（出資比率 8.28%、他自治体出資比率 33.11%）	
出資年月日	昭和 57 年 12 月	所在地	鹿児島市上竜尾町 2 番 1 号

## 2 事業概要

事業目的	西郷南洲翁を中心とする明治維新先覚者（以下「西郷南洲翁等」という）の遺徳偉業を顕彰するとともに、その実績及び精神的遺産を後世に継承するための研究調査並びに一般への啓発活動を行い、併せて青少年の教育と健全な育成に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	(1)西郷南洲翁等の遺徳偉業に係る青少年の教育及び健全育成に関する事業 (2)西郷南洲翁等に関する講演会、セミナー及び企画展の開催などの啓発事業 (3)西郷南洲翁等に係る遺品、遺墨、遺稿などの資料収集及び鑑定事業 (4)西郷南洲翁等に関する調査・研究とその奨励及び支援に関する事業 (5)西郷南洲翁等に関する遺訓・研究誌等の頒布及び刊行事業 (6)南洲公園西郷南洲顕彰館及び付随施設の受託管理事業 (7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業を通じて、郷土の誇る精神的遺産を次代を担う青少年に継承させるための教育活動を行い、青少年の健全育成に寄与することを目的に設立されている顕彰館の趣旨を生かすことを目的に出捐を行っている。

## 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
14 ( 0 )	(省略)	(省略)	3 ( 0 )	(省略)	(省略)

## 4 第三セクター等への関与の状況

## 4-1 公的支援（フロー）

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	-	-	-	
② 利子補給金	-	-	-	
③ 税の減免額	-	-	-	
④ その他公的支援	-	-	-	
小計	-	-	-	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	-	-	-	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	-	-	-	
小計	-	-	-	
合計	-	-	-	

(参考)委託料	17,491	17,981	17,719	平成24年度の委託料の内訳は以下の通りである。	
				内容	金額(千円)
				顕彰館管理委託料	17,583
				駐車場管理委託料	136
				合 計	17,719

#### 4-2 公的支援(ストック)

上記1に記載している出資(出捐)以外の公的支援は発生していない。

### 5 財務状況

#### 5-1 貸借対照表

(単位:千円)

項 目	22年度末	23年度末	24年度末	備 考
総資産	65,866	65,607	65,556	
(うち有形固定資産)	2,200	1,925	1,819	
負債合計	1,905	2,232	2,080	
(うち有利子負債)	-	-	-	
純資産	63,960	63,374	63,475	
(うち利益剰余金)	63,960	63,374	63,475	

(注) 当財団は基本財産として満期保有目的の債権を保有している。満期保有目的の債権の内訳、平成24年度末の帳簿価額及び時価の状況は以下のとおりであり、当該時点において含み損は生じていない。

(単位:千円)

銘 柄	帳簿価額	時価	評価損益	備 考
47回大阪府公募公債	10,000	10,102	102	
154回オリックス社債	10,000	10,181	181	
157回オリックス社債	10,000	10,191	191	
33回ソフトバンク社債	4,000	4,009	9	
韓国輸出入銀行ユーロ円建債	10,000	10,069	69	(注)
合 計	44,000	44,552	552	

(注) 韓国輸出入銀行ユーロ円建債の格付はA+である。

#### 5-2 損益計算書(正味財産計算書)等

(単位:千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備 考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	25,133	22,775	22,372	
(うち県からの補助金、委 託料、指定管理料)	-	-	-	
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)	17,491	17,981	17,719	当該金額は全て委託料であり、その内訳については4-1 公的支援(フロー)の項目参照。
経常損益	1,714	△515	100	
当期損益	1,714	△586	100	
減価償却前当期利益	2,021	△240	206	

(注) 当財団は平成24年4月1日付で公益財団法人への移行認定を受けており、平成24年度より公益法人会計基準に準拠した会計処理を採用している。

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

特筆すべき事項は無い。

## 7 その他の特記事項

(記載なし)

## 8 まとめ

### ① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

周知のとおり西郷南洲翁は当県より輩出した偉人であり、当財団が実施している事業は、西郷南洲翁を含めた明治維新先覚者の遺徳偉業を顕彰するものや、西郷南洲翁等に係る遺品、遺墨、遺稿などの資料収集及び鑑定事業である。このような事業を担う財団に対して、当県が出資することは、当県の歴史的文化的偉業を後世に伝承するとともに、当県の観光的な魅力を整備する意味を有しており、問題ないものと思われる。

### ② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

計算書類を見る限り、現状における財政状態上の問題はないように思われる。

- 10-2 (広報課) 株式会社南日本放送
- 10-3 ( " ) 鹿児島テレビ放送株式会社
- 10-4 ( " ) 株式会社鹿児島放送
- 10-5 ( " ) 株式会社鹿児島讀賣テレビ
- 10-6 ( " ) 株式会社エフエム鹿児島

(注) 上記の各出資先は県内に事業所を置く放送関連の株式会社であり、県が出資する意義等についても各社同様であり、いずれの各社に対しても、出資比率は高くはなく、出資を除いては公的支援が実施されていないことからまとめて記載する。

なお、以下において①株式会社南日本放送、②鹿児島テレビ放送株式会社、③株式会社鹿児島放送、④株式会社鹿児島讀賣テレビ、⑤株式会社エフエム鹿児島として番号で記載する。

### 1 資本金等

各出資先の資本金と県の出資額（割合）等の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

資本金等	①	200,000	うち県 15,000 (出資比率 7.5%)、他自治体 19.68% ※
	②	300,000	うち県 9,000 (出資比率 3.0%)、他自治体 0%
	③	1,000,000	うち県 30,000 (出資比率 3.0%)、他自治体 0%
	④	3,500,000	うち県 105,000 (出資比率 3.0%)、他自治体 0%
	⑤	400,000	うち県 8,000 (出資比率 2.0%)、他自治体 0%
出資年月日	①	昭和 28 年 9 月	所在地 鹿児島市高麗町 5 番 25 号
	②	昭和 44 年 3 月	鹿児島市紫原 6 丁目 15 番 8 号
	③	昭和 57 年 12 月	鹿児島市与次郎 2 丁目 5 番 12 号
	④	平成 5 年 1 月	鹿児島市与次郎 1 丁目 9 番 34 号
	⑤	平成 4 年 3 月	鹿児島市東千石町 1 番 38 号

※ 事業報告書「大株主」では、県の他に鹿児島市が 21,550 株（出資比率 5.4%）保有している。

②～④についての出資金額は異なるが、出資比率の面では 3% と同一である。

### 2 事業概要

各出資先の事業と県が出資することの意義は次のとおりである。

事業目的	①	民間放送
	②	放送業
	③	放送業
	④	テレビ放送業
	⑤	放送法に基づく超短波放送事業及びその他放送関連事業
事業内容及び県が出資することの意義	①	放送事業（テレビ・ラジオの放送） 放送事業は、多様な情報提供や文化向上への寄与などの公益性を有しているため、放送事業の公共性・中立性を確保する必要があることを踏まえて出資を行っている。
	②	放送法によるテレビジョン放送，その他基幹放送事業 ①と同様
	③	放送法による基幹放送事業 ①と同様
	④	放送法によるテレビジョン放送，その他一般放送事業 ①と同様
	⑤	放送法による超短波放送事業 ①と同様

### 3 役職員の状況

いずれの出資先においても県からの出向者及び退職者はいない。

### 4 第三セクター等への関与の状況

#### 4-1 公的支援（フロー）

いずれの法人に対しても補助金等の公的支援は発生していないが、委託については次のような状況である。

(単位:千円)

出資先	22年度	23年度	24年度		備考(目的、内容、算出根拠等)
			計	うち 広報課分	
①	41,124	39,015	38,978	24,699	内容：県政広報テレビ及びラジオ番組の制作・放送 算出根拠：見積書による
②	24,723	24,323	22,476	13,000	内容：県政広報テレビ番組の制作・放送 算出根拠：見積書による
③	9,047	9,047	11,747	9,500	同上
④	16,000	16,000	16,000	16,000	同上
⑤	6,796	6,820	7,194	3,360	内容：県政広報ラジオ番組の制作・放送 算出根拠：見積書による
合計	97,690	95,205	96,395	66,559	

平成24年度における上表の「うち広報課分」の委託内容は次のとおりであった。

(単位:千円)

出資先	委託業務の目的	放送日時	放送回数	放送期間	業務委託料(税込)
①	県政広報テレビ番組「ふるさとかがしま」の制作・放送	土曜日 11:15~11:30	48回	平成24年4月1日 ~平成25年3月31日	20,000
	県政広報ラジオ番組「サンモニング」の制作・広報	毎週日曜日 7:40~8:00	53回	同上	4,699
②	県政広報テレビ番組「かがしま探検隊」の制作・放送	土曜日 17:25~17:30	48回	同上	13,000
③	県政広報テレビ番組「県政インフォメーション」の制作・放送	日曜日 13:55~14:00	51回	同上	9,500
④	県政広報テレビ番組「県北」の制作・放送	日曜日 11:40~11:50	48回	同上	16,000
⑤	県政広報ラジオ番組「ジョイフルかがしま」の制作放送	毎週月曜日~金曜日 10:40~10:45	260回	同上	3,360

平日の午前中5分間、日曜日の朝20分間はラジオ番組、土曜日の午前中15分間と夕方5分間、日曜日の昼前10分間、午後の5分間がテレビ番組による県政広報が実施されている。

なお、例えば①の「ふるさとかがしま」については、「仕様書」(2)番組制作に係る特記事項 **ウ 番組宣伝** において「放送48回すべてについて、テレビスポット週11回以上、データ放送、その他インターネット、モバイルサイト、ツイッター等を活用した番組宣伝を行う。放送日及び時間帯は局側の判断とする。」、**エ 再放送** において、「放送48回すべ

てについて、再放送を行う。再放送は、本放送日の3日後の深夜帯までに行うものとし、放送日及び深夜帯は局側の判断とする。また、年末年始に過去放送分の中から2企画を放送する。」オ インターネット放送 において、「放送した番組については、翌週から1年間、インターネットによる配信を行う。」、カ 特産品プレゼント 「放送48回すべてにおいて、県特産品協会提供の視聴者プレゼントを実施する。～」などの事項が記載されている。

また、①についての「テレビタイム放送確認書」には放送日と放送時間が再放送(深夜)分も含めて記載しており、県側での照合が実施されている。当確認書に記載されていないインターネット配信及び県特産品視聴者プレゼントについても同社のホームページからアクセス可能となっている。

「業務委託契約書」(放送番組の制作)第3条には「放送番組の制作は、甲が企画し、乙が甲の助言を得て制作する。～」となっており、県が企画することが記載されているが、この条項は、他の②～⑤についての同契約書においても同様であった。

#### 4-2 公的支援(ストック)

上記1に記載している出資以外の公的支援は発生していない。

### 5 財務状況

#### 貸借対照表

各社の資本金と純資産の状況は次のとおりである。

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

区 分		22年度末	23年度末	24年度末	備考(増減等)
出資先	資本金	純 資 産			
①	200,000	8,815,952	9,034,264	9,268,578	+234
②	300,000	8,494,143	8,713,093	8,927,006	+213
③	1,000,000	3,248,727	3,336,834	3,509,876	+173
④	3,500,000	7,139,889	7,210,120	7,418,227	+208
⑤	400,000	861,361	444,995	447,127	+2

(参考) ③及び④については会計監査人が設置されており、適正意見の監査報告書が添付されている。

いずれの出資先についても純資産は増加しており、計算書類を見る限り、県の出資評価に対するマイナス要因は発生していない。

#### 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

該当なし。

#### 7 その他の特記事項

( 記載なし )

## 8 過去の当監査における指摘事項等の対応状況

該当なし。

### [まとめ]

#### ①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当該出資は、いわゆる財政的な支援を目的とする出資ではなく、「放送事業が多様な情報提供や文化向上への寄与など公共性を有していることから、その公共性・中立性を確保するために行っているもの」である。

公的事業を実施するために直接的に必要な出資とまでは言えないとも考えられるが、県の行政を円滑に推進するためには、種々のメディアを効果的に利用することも重要であり、県政の推進策の一つとなっていることを勘案すると、出資することの意義については問題ないものと思われる。

#### ②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

いずれの出資先についても、計算書類を見る限り、財政状態等の問題はないように思われる。



## 11-1（学事法制課）財団法人鹿児島大学援助会

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	219,321	うち県 25,000 (出資比率 11.4%、他自治体出資比率 4.6%)		
出資年月日	昭和 45 年 5 月及び 60 年 4 月	所在地	鹿児島市郡元一丁目 21 番 24 号 (鹿児島大学事務局内)	

当該財団は、鹿児島大学における教育活動、研究活動、施設の拡充並びに福利厚生に必要な援助を行い、もって教育、文化の発展に寄与することを目的として、昭和 35 年に設立された。

平成 25 年 3 月 31 日解散、残余財産を国立大学法人鹿児島大学に寄付し、平成 25 年 6 月に清算終了している。これまで行ってきた事業については鹿児島大学が引き継いでいる。

## 2 事業概要

事業目的	鹿児島大学における教育活動、研究活動、施設の拡充ならびに福利厚生に必要な援助を行い、もって教育、文化の発展に寄与する。
事業内容及び県が出資することの意義	鹿児島大学の教育研究活動及び地域社会への貢献、国際交流を推進するため、国際交流助成、ボランティア活動助成、外国人留学生助成、稲盛賞助成、稲盛アカデミー助成の各事業を実施

## 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の前平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の前平均年収
9 (一)	—	—	1 (一)	—	—

## 4 第三セクター等への関与の状況

上記 1 に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

## 5 財務状況

## 5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22 年度末	23 年度末	24 年度末	備考
総資産	1,025,299	1,024,934	1,027,217	
(うち有形固定資産)	993,921	993,921	994,447	
負債合計	55	52	0	
(うち有利子負債)	55	52	0	
純資産	1,025,244	1,024,881	1,027,217	
(うち利益剰余金)	1,025,244	1,024,881	1,027,217	

## 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	36,382	33,804	35,601	
(うち県からの補助金、委 託料、指定管理料)	—	—	—	
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)	—	—	—	
経常損益				
当期損益	321	△362	2,335	
減価償却前当期利益	321	△362	2,335	

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

平成 25 年 3 月 31 日解散

## 7 その他の特記事項

(記載なし)

## 8 過年度の当監査における指摘事項に対する対応状況

過年度の当監査において問題とされた事項はなかった。

## [まとめ]

## ① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当該財団は、鹿児島大学への教育助成を意図した財団であり、出資の意義についての問題はなかったものと思われる。

## 12-1（企画課）鹿児島国際観光株式会社

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	250,000	うち県	10,000 (出資比率4%、他自治体出資比率24%)
出資年月日	昭和45年	所在地	鹿児島市与次郎1-8-10

## 2 事業概要

事業目的	鹿児島市の与次郎ヶ浜埋立地土地利用計画に沿って、観光開発事業を推進し、利用の増進を図るとともに、市民の福祉の向上に寄与する。
事業内容及び県が出資することの意義	現在はホテル事業（鹿児島サンロイヤルホテル）のみ行っている。地域経済の発展と結び付いた与次郎ヶ浜の開発、観光地区の形成を推進するため、昭和45年3月県議会の議決を得て、出資が行われたところである。

## 3 役職員の状況

## 3-1 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
18 ( 0 )	(省略)	(省略)	189 ( 0 )	(省略)	(省略)

## 3-2 平成24年度の当社への関与状況

平成24年6月7日 取締役会へのオブザーバー参加（企画課職員）

平成24年6月29日 株主総会へ出席

平成24年11月5日 取締役会へのオブザーバー参加（企画課職員）

## 4 第三セクター等への関与の状況

上記1に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

## 5 財務状況

## 5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	3,997,595	3,715,601	3,516,600	
負債合計	5,172,036	4,830,677	4,618,177	
(うち有利子負債)	4,930,361	4,519,126	4,404,164	
純資産	△1,174,441	△1,115,075	△1,101,577	
(うち利益剰余金)	△1,424,441	△1,365,075	△1,351,577	

## 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	2,916,161	2,998,043	2,810,528	
(うち県からの補助金、委託料、指定 管理料)	—	—	—	
(うち県以外の自治体からの補助金、 委託料、指定管理料)	—	—	—	
経常損益	15,742	113,211	28,138	
当期損益	4,790	59,365	13,498	

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

債務超過の状況にあるため、株主総会等を通じて、一層の経営努力を促していく。

## 7 その他の特記事項

(記載なし)

## [まとめ]

## ①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当社は鹿児島市の与次郎ヶ浜埋立土地利用計画に沿って、観光開発事業を推進し、利用の増進を図るとともに、市民の福祉の向上に寄与することを目的として設立された会社である。当該出資は、いわゆる財政的な支援を目的とする出資ではなく、与次郎ヶ浜の開発、観光地区の形成を推進するための政策的な出資であると考えられる。当社は事業を縮小し、現在はホテル業のみを行っている。

現在の与次郎ヶ浜地区は観光地区に限らず、大型マンションなどの住宅施設、県庁や子育て支援施設などの公共施設、映画館・スーパー等を併設する大型商業施設等が建設されており、今後も様々な施設の建設が見込まれる地域である。こうした中において、当社は会議場・結婚式・宿泊施設などを備えたホテルとして当地域の発展にとって重要な施設であると考えられることから出資することの意義については問題ないと思われる。

## ②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

当社の作成している計算書類等は公認会計士又は監査法人による会計監査を受けていない。当社はホテル業を事業としているため、固定資産比率が平成24年度末で89%と高くなっている。

当社は長年の業績低迷により大幅な債務超過に陥っていたが、中期経営計画を策定し経営再建を図っているところである。新幹線開業効果や経費削減などの努力により財務状況は改善傾向にあるといえる。しかし、ここ数年の業績や、ホテル業としての性質上、継続してある程度の設備投資を行う必要があることを鑑みると、平成24年度末の債務超過額約11億円を解消するには相当の期間を要すると考えられる。

(参考) 簡易債務超過解消年数

A. 平成24年度末債務超過額 = 1,101,577 千円

B. 当期純利益額 (平成22年度～平成24年度合計) = 4,790 + 59,365 + 13,498 = 77,653 千円

C. 当期純利益額平均 (B ÷ 3) = 25,884 千円

D. 債務超過解消年数 (A ÷ C) = 42 年

## 12-2（地域政策課）公益財団法人鹿屋体育大学 体育・スポーツ振興教育財団

### 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	205,449	うち県 25,000 (出資比率 12.1%、他自治体出資比率 12.1%)			
出資年月日	昭和 58 年 11 月	所在地	鹿児島県鹿屋市白水 1 番地		

### 2 事業概要

事業目的	国立大学法人鹿屋体育大学の教育の振興に資するために必要な助成、体育・スポーツ活動において優れた成績を収めた学生及び競技団体に対する奨学金の給付並びに大学開放事業に対する助成等を行い、もって鹿屋体育大学における体育・スポーツの振興と競技力の向上に資するとともに、スポーツクラブの育成などの地域スポーツの振興並びに国民の健康及び体力の増進に寄与することを目的とする。
事業内容及び 県が出資する ことの意義	<p><b>【事業内容】</b> 鹿屋体育大学の教育の振興に資するために必要な助成事業、体育・スポーツ活動において優秀な成績を収めた学生又は競技団体に対する奨学金の給付及びスポーツ奨励賞の授与に関する事業、鹿屋体育大学と協力して実施する国際交流の推進に関する事業、鹿屋体育大学が一般市民を対象として実施する大学開放事業（スポーツ教室等）に対する助成事業及び地域スポーツクラブの育成援助に関する事業等。</p> <p><b>【県が出資することの意義】</b> 当財団に対して県が出資する意義として、鹿屋体育大学は鹿児島県及び鹿屋市が中心となって誘致した大学であり、地元として受入体制の整備を図ることが必要であること。また、県内にある大学が充実発展することは県民の誇りであるとともに、財団の協力を受けて国立大学として唯一の体育学部の単科大である同大学が発展することは県民の体育スポーツの振興に寄与するものであることが挙げられる。</p>

### 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
29 ( 1 )	62	-	1 ( 0 )	(省略)	(省略)

### 4 第三セクター等への関与の状況

上記1に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

### 5 財務状況

#### 5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	207,155	207,907	216,501	(注1)
(うち現金預金)	5,955	6,896	11,051	
(うち有形固定資産)	-	-	-	
負債合計	3,960	3,934	5,404	平成24年度における負債の増加は預り金の増加(1,407千円)によるものである。(注2)
(うち有利子負債)	-	-	-	

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
純資産	203,195	203,973	211,096	
(うち利益剰余金)	1,995	3,440	5,647	

(注1) 当財団は基本財産として以下に記載の国債を保有している。国債の銘柄、平成24年度末の帳簿価額及び時価の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

銘柄	帳簿価額	時価
国債 第341回	119,988	119,988
合計	119,988	119,988

(注2) 平成24年度における預り金の増加は、以下の理由による。

財団は毎年2月に一般企業に対しスポーツ奨学金の募集を行っており、翌事業年度の奨学金を年度内に受け入れた場合には預り金勘定にて会計処理を行っている。平成24年度においては、平成25年度の一般企業向けの奨学金の募集を行ったところ、平成24年度の3月迄に前年と比較して多くの募集があったことから預り金勘定の金額が増加することとなった。

## 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	6,529	11,185	12,624	(注) 主な収入項目別の推移状況は以下のとおりである。
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	-	-	-	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	-	-	-	
経常損益	△2,283	1,349	△645	
当期損益	△2,283	1,349	2,206	平成24年度は経常外収益に有価証券売却益(2,852千円)を計上している。
減価償却前当期利益	△2,283	1,349	2,206	

(注) 各事業年度における経常収益の項目別推移状況。

(単位：千円)

項目	基本財産運用益	賛助会員受取会費	広告等収入	雑収入	合計
22年度	357	4,675	1,296	0	6,529
23年度	1,029	(注) 8,800	1,355	1	11,185
24年度	1,802	9,620	1,200	1	12,624

(注) 平成23年度に賛助会員受取会費収入の収益金額が前年度と比較して著しく増加している。これは、平成21年度迄は、翌年度分のスポーツ奨学金の受入を受入れた事業年度の受取会費として処理していたが、受取会費の期間帰属を適正に行う目的で、平成22年度より翌事業年度の受取会費は預り金にて会計処理を行う会計処理に変更した。その結果、平成22年度分の会費収入の一部が前年度の会費収入に計上され、一方で翌事業年度に帰属する会費収入を預り金として計上された為、同年度の受取会費収入の金額が一時的に少ない金額となっている。これは、期間帰属を適正に行う為の適正な会計方針の変更による影響であり、問題は無いものと判断した。

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

特筆すべき事項は無い。

## 7 その他の特記事項

(記載なし)

## 8 まとめ

### ① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

鹿児島県の大隅半島に位置する鹿屋市は地域振興策の一つとして、スポーツによる地域振興を掲げており、プロスポーツ選手を含むスポーツ合宿を県外から受け入れることで地域の発展を図っている。その中でも、同市と県が共同で誘致した国立大学法人鹿屋体育大学は国立大学法人としては唯一の体育専門大学であり、アテネオリンピックの金メダリストである柴田亜衣選手を代表に、北京オリンピックそしてロンドンオリンピックにも出場選手を輩出している実績を誇る。当財団は同大学の学生に対する奨学金の給付を中心とした助成事業の他、オリンピック出場選手を輩出した同大学が学外者と交流を行う地域スポーツ助成を行っている。これらの活動は、県の知名度の向上や県外からのスポーツ交流の誘致及び県民の健康とスポーツ文化を育成するものであることから、県が出資を行うことの意義については問題ないものと思われる。

### ② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

計算書類を見る限り、現状における財政状態上の問題はないように思われる。



## 12-3（エネルギー政策課）屋久島電工株式会社

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	2,006,493	うち県	9,000 (出資比率0.4%、他自治体出資比率-%)
出資年月日	昭和27年	所在地	東京都中央区日本橋2-2-6

## 2 事業概要

事業目的	自家用電力（水力発電）を利用した電熱化学工業（炭化ケイ素の製造販売）を行うことで炭化ケイ素の安定供給に資すること及び島内への電力供給販売を行い、島内の電力の安定的供給に資する。
事業内容及び県が出資することの意義	<p><b>【事業内容】</b> 自家用電力（水力発電）を利用した電熱化学工業（炭化ケイ素の製造販売）及び島内への電力供給販売</p> <p><b>【県が出資することの意義】</b> 屋久島での電力供給（発電）は屋久島電工がほとんどを占めており、電力供給という公共性の高い事業を行っていること、また工業開発を進める立場から出資を行っている。</p>

## 3 役職員の状況

## 3-1 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
11 ( 0 )	(省略)	(省略)	123 ( 0 )	(省略)	(省略)

## 3-2 平成24年度の当社への関与状況

6月に開催される株主総会には委任状を提出し欠席しているが、決算及び中間決算について、当社社長から直接経営状況の報告を受けている。

## 4 第三セクター等への関与の状況

上記1に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

## 5 財務状況

## 5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	17,373,668	17,116,740	15,953,845	
負債合計	11,602,533	10,784,967	9,416,362	
(うち有利子負債)	9,861,000	8,944,025	8,047,725	
純資産	5,771,135	6,331,773	6,537,482	
(うち利益剰余金)	2,790,521	3,359,252	3,547,178	

## 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備 考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	6,327,989	6,888,278	5,256,114	
(うち県からの補助金、委 託料、指定管理料)				
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)				
経常損益	718,024	1,227,486	591,757	
当期損益	388,553	689,120	308,316	
減価償却前当期利益	1,540,934	1,883,445	1,392,554	

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

なし

## 7 その他の特記事項

(記載なし)

## [まとめ]

## ①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当該出資は、いわゆる財政的な支援を目的とする出資ではなく、電力供給という公共性の高い事業及び工業開発を進めるという政策的な立場から出資している。電力供給は地域のインフラを支える重要な事業であり、当社は電力事業を継続して行ってきたことから出資することの意義については問題ないと思われる。

## ②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

当社は会社法監査の対象となる会社であり、計算書類等について会計監査人による監査を受けている。平成24年度の計算書類については、会計監査人の監査報告書上、無限定適正意見があり、財務数値の信頼性は高いといえる。

ここ数年の業績を見ると、平成24年度の売上高は前年比1,635百万円減の5,206百万円となっている。これは、炭化ケイ素事業の主要な販売先である自動車産業・半導体産業及び鉄鋼産業の業績低迷により出荷量が前年比82%と大幅減少となったためである。しかしながら、このような状況においても平成24年度の当期純利益は308百万円となっており、過去の実績を見ても当期純利益は堅調に推移していることから、今後もある程度の利益を継続して発生することが予想される。また、自己資本比率も平成24年度末で54%と高く、財務状況も問題ない。

## 12-4（交通政策課）鹿児島空港ビルディング株式会社

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	300,000	うち県	60,000	(出資比率 20%、他自治体出資比率 0%)
出資年月日	昭和44年12月	所在地	鹿児島県霧島市溝辺町822番地	

## 2 事業概要

事業目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供</li> <li>2. 航空思想の普及、観光に関する事業</li> <li>3. 貸室並びに施設、設備の貸与業</li> </ol>
事業内容及び県が出資することの意義	<p><b>【事業内容（定款）】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供</li> <li>2. 航空思想の普及、観光に関する事業</li> <li>3. 貸室並びに施設、設備の貸与業</li> <li>4. 駐車場運営業</li> <li>5. 旅行業</li> </ol> <p><b>【県が出資することの意義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共性の確保</li> </ul>

## 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
14 ( 2 )			62 ( 0 )	(省略)	(省略)

## 4 第三セクター等への関与の状況

上記1に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

## 5 財務状況

## 5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	10,086,840	10,589,079	10,690,232	
負債合計	1,718,085	2,123,955	2,116,949	
(うち有利子負債)	-	-	-	
純資産	8,368,755	8,465,123	8,573,283	
(うち利益剰余金)	8,068,755	8,165,123	8,273,283	

## 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備 考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	2,964,909	2,931,655	2,676,806	
(うち県からの補助金、委 託料、指定管理料)	-	-	-	
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)	-	-	-	
経常損益	150,477	205,739	223,109	
当期損益	41,813	126,368	138,159	
減価償却前当期利益				

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

該当なし。

## 7 その他の特記事項

(記載なし)

## 8 まとめ

## ① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

鹿児島空港は当県の空の玄関口であり公共性の維持を図ることが望まれる。当社は同空港の公共性を維持しつつ利用促進と地域活性化に努める会社であることから、県が出資することの意義については問題ないと思われる。

## ② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

出資先は平成22年度から24年度において純資産は増加傾向で推移しており、出資の果実である配当も継続して行っており、計算書類を見る限り、現状における財政状態上の問題は無いように思われる。

## 12-5（交通政策課）鹿児島県共同トラックターミナル株式会社

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	500,000	うち県	50,000	(出資比率 10.0%、他自治体出資比率 2.0%)
出資年月日	昭和48年6月	所在地	鹿児島市南栄町4丁目11番1	

## 2 事業概要

事業目的	鹿児島県共同トラックターミナルは、「流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年施行）」に基づき県が定めた「鹿児島市における流通業務施設整備に関する基本方針」に沿って設置された一般トラックターミナル事業（自動車トラックターミナル法におけるトラックターミナル事業）を営む株式会社であり、当該施設の利用による流通経費の節減を通じて企業経営の合理化及び道路交通混雑の緩和、物資流通の円滑化等を推進することを目的としている。
事業内容及び県が出資することの意義	<p><b>【事業内容（定款）】</b>  (1) 次に掲げる施設の設置及び経営又は貸付 ①自動車ターミナル施設、②流通施設、③自動車駐車施設  (2) その他都市開発を促進するために必要な事業  (3) 前各号に付帯する一切の事業</p> <p><b>【県が出資することの意義】</b>  ①公共性の確保、②物価対策、③交通混雑緩和、④信用力の補完</p>

## 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
12 【常勤3 非常勤9】 (1)	62	7,400 【常勤3名のみ】	3(0)	(省略)	(省略)

## 4 第三セクター等への関与の状況

上記1に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

## 5 財務状況

## 5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	1,531,317	1,581,538	1,555,841	
負債合計	508,791	560,259	522,956	
(うち有利子負債)	456,000	514,000	454,000	
純資産	1,022,525	1,021,278	1,032,885	
(うち利益剰余金)	522,525	521,278	532,885	

## 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備 考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	213,224	189,048	211,179	
(うち県からの補助金、委託 料、指定管理料)	-	-	-	
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)	-	-	-	
経常損益	9,376	△1,650	19,318	
当期損益	4,927	△1,247	11,606	
減価償却前当期利益	55,101	474,984	57,085	

## 6 今後の方向性と課題

該当なし。
-------

## 7 その他の特記事項

(記載なし)
--------

## 8 まとめ

## ① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

出資先は「流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年施行）」に基づき県が定めた「鹿児島市における流通業務施設整備に関する基本方針」に沿って設置された一般トラックターミナル事業（自動車トラックターミナル法におけるトラックターミナル事業）を営む株式会社であることから、県が出資することの意義については問題ないと思われる。

## ② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

計算書類を見る限り、現状における財政状態上の問題はないように思われる。

## 13-1（廃棄物・リサイクル対策課）社団法人鹿児島県産業廃棄物協会

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	26,580	うち県	3,000 (出資比率 11.28%、他自治体出資比率 3.76%)
出資年月日	昭和 63 年 3 月	所在地	鹿児島市錦江町 11-40

## 2 事業概要

事業目的	産業廃棄物の適正な処理、再生利用等を積極的に推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	<p><b>【事業内容】</b> 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する調査研究事業・研修事業・相談指導事業、情報の収集及び印刷物の発行事業。産業廃棄物に関する知識の啓発普及事業等。</p> <p><b>【県が出資することの意義】</b> 産業廃棄物の適正処理の推進等に関して、その事業を通じて、県の施策への協力を図るため。</p>

社団法人鹿児島県産業廃棄物協会(以下、「産廃協会」という。)は、産業廃棄物の適正な処理、再生利用等を推進することにより生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的として昭和 63 年に設立された。

会員は①正会員（産業廃棄物の処理等を行う業者）②賛助会員(産業廃棄物の排出事業者等)③特別会員(鹿児島県、鹿児島市、学識経験者等)で構成される。旧出資金に対する県の出資割合は 11%であるが、県は③特別会員という位置づけであり、社員総会における議決権を持たない。

なお、公益法人制度改革に伴い、産廃協会は平成 26 年 3 月に一般社団法人への移行認可を受ける予定である<sup>1</sup>。これにより当法人の公益目的財産額 55,942 千円(平成 25 年 3 月末現在正味財産)を平成 26 年度より公益目的支出計画に沿って支出することとなる。

## ◆出資金

産廃協会への拠出金 3 百万円は、県貸借対照表上「投資及び出資金」に計上されている。

「投資及び出資金」とは、債券及び株式の取得に要する額並びに公益法人の定款又は寄付行為に係る出捐金等をいう<sup>2</sup>。

県は産廃協会の定款に基づき出資金として拠出していたが、産廃協会は一般社団法人認可申請に伴う定款変更により、出資金及び出資金の処分の制限の条項を削除した。更に、当法人は全額を指定正味財産ではなく一般正味財産（使途制限なし）に計上している。こ

<sup>1</sup>各県の類似団体のうち、平成 25 年 4 月現在一般社団法人へ移行 37 団体、公益社団法人へ移行 8 団体、移行手続未了 2 団体であり、一般社団法人を選択する法人が多い。

<sup>2</sup>「財務書類の記載要領(改訂版)」平成 22 年 3 月総務省

のため、現在は出資金と内部留保の区別はなく、県出資金相当額についても、前述の公益目的財産として、公益目的支出計画に沿って支出することになる。

### 事業概況

#### ア) 産業廃棄物適正処理等推進事業

- ・適正処理に関する講習会、研修会等の開催
- ・リサイクルに関する講習会の開催、リサイクル技術の支援
- ・マニフェスト・ステッカーの普及啓発
- ・不法投棄防止パトロール、不法投棄廃棄物の撤去処分等、不法投棄されにくい美しい環境づくり
- ・行政等関係機関・団体との意見交換会等

#### イ) 協会活性化事業

- ・支部活動活性化・会員支援活動
- ・調査研究

#### ウ) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)、ステッカーの頒布等事業

- ・マニフェストの仕入・販売及び収集運搬車両貼付用ステッカーの作成・販売

### 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員 の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員 の平均年収
22 ( 6 )	62	4,280	4 ( 1 )	(省略)	(省略)

平成24年度末現在の役職員の状況は以下のとおりである。唯一の常勤役員である専務理事が実務を統轄している。なお、役員22名のうち、県OB・出向者は6名である。

区分	所 属	常勤/非常勤
会長	民間企業代表取締役	非常勤
副会長	民間企業代表取締役 2名	非常勤
専務理事	鹿児島県産業廃棄物協会	常勤
理事	民間企業代表取締役 10名、技術研究部長 1名 (財)鹿児島県環境技術協会 専務理事 (社)鹿児島県工業倶楽部 事務局長 (社)鹿児島県建設業協会 専務理事 鹿児島県商工会連合会 専務理事 (社)鹿児島県環境保全協会 専務理事	非常勤
監事	民間企業代表取締役 税理士	非常勤



## 4 第三セクター等への関与の状況

## 4-1 公的支援（フロー）

（単位：千円）

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	980	432	390	産業廃棄物不法投棄等原状回復促進事業補助金
② 利子補給金	—	—	—	
③ 税の減免額	—	—	—	
④ その他公的支援	—	—	—	
小計	—	—	—	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	—	—	—	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	—	—	—	
小計	—	—	—	
合計	—	—	—	
(参考)委託料	999	997	2,649	産業廃棄物リサイクル等研修事業 産業廃棄物リサイクル技術等支援事業(H24～)

## ①補助金及び助成金

鹿児島県及び他の団体からの補助金及び助成金は以下のとおりである。

内容	支出元	金額
産業廃棄物不法投棄等原状回復促進事業補助金	県	390千円
適正処理講習会事業等に対する助成金	(公社)全国産業廃棄物連合会	600千円
合計		990千円

県の支出した補助金について補助金要綱及び関係資料を閲覧した結果、特に問題とする事項は発見されなかった。

## ②委託事業

2. 事業概況で述べた事業のうち、県の委託事業は以下の2事業である。

委託事業名	落札額	落札率
産業廃棄物リサイクル等研修事業	998千円	99.90%
産業廃棄物リサイクル技術等支援事業	1,651千円	95.39%
合計	2,649千円	

いずれも随意契約であるが、随意契約とした理由は

- ・産廃協会が産業廃棄物関係の唯一の公益法人であること
- ・産廃協会の実施事業が本委託事業の内容と一致すること
- ・産廃協会が産業廃棄物の適正処理について知見の集積や処理技術の向上に向けて取り組みを進めていること

より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び県契約規則施行指針第24関係第2項第13号に該当するためとしている<sup>3</sup>。上記委託事業につき見積書、契約書、支出負担

<sup>3</sup>産業廃棄物リサイクル等研修事業についても同様の理由を記載しているが、当契約は契約額が100万円未満のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び県契約規則第24条第1項第6号を根拠としている。

行為票等関係資料を閲覧した結果、特に問題とする事項は発見されなかった。

#### 4-2 公的支援（ストック）

上記1に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

### 5 財務状況

#### 5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	62,572	58,694	54,854	
(うち現金預金)	2,927	931	6,085	
(うち有形固定資産)	491	6,349	5,686	
負債合計	1,987	2,130	4,167	
(うち有利子負債)	0	0	0	
純資産	60,584	56,564	50,687	
(うち利益剰余金)	60,584	56,564	50,687	

#### 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	55,884	53,706	64,346	
(うち県からの補助金、委 託料、指定管理料)	1,979	1,429	3,039	
(うち県以外の自治体か らの補助金、委託料、指 定管理料)	0	0	0	
経常損益	874	△4,020	△5,876	
当期損益	471	△4,020	△5,876	
減価償却前当期利益	874	△3,516	△5,170	

平成23年度より二期連続赤字を計上しており、会費収入や事業収入等だけでは費用を賄えていない。但し、産廃協会が作成した一般社団法人移行認可申請時の資料によると、平成25年度の収支見込も単年度赤字であるが、平成26年度以降は経常費用の圧縮などの経営努力により黒字を見込んでいる。なお、一般社団法人移行認可申請書では、3事業(2.事業概況参照)の赤字を年平均約460万円と試算し、平成24年度末の正味財産56百万円を今後13年間(56百万円÷460万円)で取り崩す計画である。(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受取入会金及び受取会費	43,342	43,163	42,340
事業収益	8,493	7,035	18,708
受取補助金等	1,580	1,032	990
その他	2,469	2,476	2,308
経常収益 計	55,884	53,706	64,346
事業費	55,010	41,225	56,228
管理費		16,501	13,994
経常費用 計	55,010	57,727	70,223
経常損益	874	△4,020	△5,876

注)平成22年度の財務諸表は旧会計基準に基づいて作成されており事業費及び管理費別計上額

が把握出来なかったため両者の合計額を記載している。

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

該当なし

## 7 その他の特記事項

(記載なし)

## 8 過去の当監査における指摘事項等の対応状況

該当なし。

### [まとめ]

#### ①県が出資することの意義(出資対象事業の適切性)

当該出資は、いわゆる財政的な支援を目的とする出資ではなく、県の施策への協力を図るためといえる。産業廃棄物の適正処理は県政においても重要な事業であり、出資することの意義については問題ないものと思われる。

#### ②事業の継続可能性(現状の財政状態等と将来の損失負担可能性)

経常赤字が連続しており、今後の状況を注視すべきであるが、①収入状況に応じて調整余地のある変動費も考慮して平成26年度以降は黒字を見込んでいること③赤字を10年以上補完する正味財産額の存在等に照らして当面問題ないものと思われる。

## 14-1（商工政策課）鹿児島中央地下駐車場株式会社

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	856,000	うち県	40,000 (出資比率 4.6%、他自治体出資比率 35.0%)
出資年月日	平成2年	所在地	鹿児島市山下町4番1号

## 2 事業概要

事業目的	鹿児島市中央地区は、商業・業務機能のもっとも集積された地区であり、文化・観光の面からも重要な役割を担う地区となっていることから、当地区への来街者の利便を図り、ひいては当地区の活性化、商店街の振興を図るためには、大型駐車場の建設は急務かつ不可欠であり、鹿児島県、鹿児島市、鹿児島商工会議所、中央地区活性化事業協同組合並びに地元有力企業等の総力を結集して、第3セクター方式による新会社を設立し、大型駐車場を建設して運営を行うとするもの。
事業内容及び県が出資することの意義	<p><b>【事業内容】</b> 自動車駐車場の経営、広告代理業及びこれに付随する一切の業務</p> <p><b>【県が出資することの意義】</b> 鹿児島市中央地区の活性化に寄与すること、県の周辺公共施設（県文化センター、県立博物館）は駐車場をもたず、利用者の利便性が高まること及び県外観光客の駐車場需要にも対応できる</p>

## 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員 の平均年 収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員 の平均年 収
13 ( 0 )	63.7	2,964	2 ( 0 )	(省略)	(省略)

## 4 第三セクター等への関与の状況

上記1に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

## 5 財務状況

## 5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項 目	22年度末	23年度末	24年度末	備 考
総資産	1,721,078	1,683,151	1,649,411	
負債合計	894,279	844,781	797,338	
(うち有利子負債)	885,798	835,614	785,430	
純資産	826,798	838,370	852,073	
(うち利益剰余金)	△29,201	△17,629	△3,926	

## 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

（単位：千円）

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	191,199	182,296	200,097	
(うち県からの補助金、委 託料、指定管理料)				
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)				
経常損益	△5,928	11,868	15,130	
当期損益	△37,195	11,572	13,702	
減価償却前当期利益	37,669	62,483	64,984	

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

## 今後の方向性

平成24年度は2期連続当期純利益黒字、累積赤字が約393万円となっており、現在鹿児島市においては中心市街地活性化基本計画に基づき、中央地区を初めとする中心市街地の活性化を進めているところであり、県としては今後とも鹿児島中央地下駐車場(株)の経営改善に向け取組に注視するとともに業績回復の状況を見守っていく。

## 課題

LAZO表参道を含む、鹿児島中心市街地の活性化による売上増加が課題。

## 7 その他の特記事項

(記載なし)

## [まとめ]

## ①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当該出資は、いわゆる財政的な支援を目的とする出資ではなく、県は鹿児島市中央地区の活性化及び県の公共施設（県文化センター、県博物館）の駐車場需要への対応としての政策的な立場から出資している。

鹿児島市中央地区は鹿児島観光の中核となる繁華街であるが、ここ数年の南鹿児島地区及び鹿児島中央駅近辺の大規模複合施設の出店により客が分散化しており、客数が減少しつつ状況にある。このような中で、天文館の事業者が共同してシネマコンプレックスを含む複合施設 LAZO 表参道を出店し、中央地区の活性化を図っている。当社は LAZO 表参道の提携駐車場としてもその集客に大いに貢献しており、現状、中央地区の活性化に重大な役割を担っているといえることから当初の目的を満たしているといえることから出資することの意義については問題ないと思われる。

## ②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

当社は会社法監査の対象となる会社であり、計算書類等について会計監査人による監査を受けている。平成24年度の計算書類については、会計監査人の監査報告書上、無限定適

正意見があり、財務数値の信頼性は高いといえる。

平成23年度以降、当期純利益は10百万円台と大幅な増益となっているが、これは先述の提携先であるLAZO表参道のオープンによる利用者増が要因である。この状況が続けば、平成25年度決算は平成24年度末の資本の欠損額3百万円が解消する可能性は高いと思われるため、現状、財務状況に問題ないと考える。

## 14-2（産業立地課）株式会社鹿児島頭脳センター

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	946,142	うち県	300,000 (出資比率22%、他自治体出資比率11%)
出資年月日	平成2年4月	所在地	鹿児島市名山町4-3 鹿児島県地域振興公社ビル

## 2 事業概要

## 2-1 事業概要

事業目的	経済の高度化・ソフト化の急速な進展に対応した研究開発・情報処理、ソフトウェア等のいわゆる「産業の頭脳部門」の育成・導入を促進するとともに本県地域産業の高度化を図る。
事業内容及び県が出資することの意義	<p><b>【事業内容】</b> ITコンサルティング事業、IT運用支援事業、パソコンリサイクル事業、研修事業等</p> <p><b>【県出資の意義】</b> 「事業目的」のための中核的推進母体（国・県・地元市町、関係企業が一体となった第3セクター）として設立された。</p>

## 2-2 設立の趣旨

頭脳立地法に基づき、県が平成2年1月に策定した「特定事業の集積に関する計画『鹿児島地域集積促進計画』(以下、「促進計画」という。)の中で、地域産業の高度化に資する中核的推進母体として当社が設立された。

促進計画において当社は、地域産業の高度化及び特定事業の集積促進を図るべく、①研究開発機能(金型に関する設計・解析等のソフトウェアに関する研究等)、②人材育成機能(ソフトウェア開発技術者の養成のための研修等)、③情報システム関連機能(コンサルティングや情報システム構築支援等)、④施設賃貸等機能(中小企業向けインキュベーション室の管理等)を備えることとされた。

(参考) 頭脳立地法(地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律)

頭脳立地法は昭和63年に施行され、経済活動のソフト化サービス化の進展の中で従来の工場の地域分散の推進と合わせ自然科学研究所、ソフトウェア業及び情報処理サービス業などの産業支援サービス業の集積を図ることによって、地域産業の高度化を促進することを目的として各種産業基盤の整備事業等を推進した。

なお、頭脳立地法は新事業創出促進法の制定とともに廃止されているが、頭脳立地計画については経過措置によって引き続き一定期間有効となっている。

## 2-3 上野原ビジネスプラザ売却及び研究開発部門の移管の経緯

現上野原ビジネスプラザは、「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積促進に関する法律」に基づく、国分上野原ビジネスパークの産業高度化施設として当社が建設し、平成4年3月に完成した。

産業高度化施設は、研究開発・情報などの「産業の頭脳」の集積を積極的に促進し、地域産業の高度化を支援するため、以下のような事業を行うことを目的としていた。

## ①研究開発

地域産業の高度化を図るために、大学や公的研究機関と連携し、企業化・商品化につながる技術を開発

## ②情報提供

人や技術に関する情報を広く提供

## ③交流促進事業

異業種交流会や専門的な研究会組織を企画運営し、交流の場を提供

## ④人材育成

セミナー・研修を通じ、想像力と新たな完成をもった人材を育成

## ⑤テナントスペース・各種機器提供

研究開発や商品開発プロジェクトに対応したテナントスペースを提供。また、企業化支援として割安の料金設定をしたインキュベータールームや会議室の賃貸及び研究機器・OA機器の提供を実施

平成13年度に、県内中小企業者等の経営や技術等の支援を推進するため、県の財政改革プログラム（平成13年12月）の方針に基づき、**かごしま産業支援センター**（以下、「支援センター」という。）と当社の事業見直しを行い、それぞれの役割分担を明確にした。見直しの内容は以下のとおりである。

- ①本県産業の中核的支援機関である支援センターが、県内中小・ベンチャー企業の起業初期段階から一貫した支援を行うため、当社が行ってきた創業支援機能を支援センターに一元化することとなり、当社のインキュベーター施設等の建物や附属設備等を支援センターが取得することとなった。
- ②当社の研究開発部門はITを活用した金属関係の特殊な研究について開発の目途がたち、一定の役割を果たしたことから、県の試験研究機関である工業技術センターに移管した。

（参考）財政改革プログラム（抜粋）

公団・各種団体等に対する支援の見直し、補助金・貸付金等の廃止・縮減、職員派遣の見直しや公社等組織の簡素化など。

この見直しにより、平成14年4月1日に支援センターに設備を譲渡し、支援センターの創業支援機能を担うこととなった。

支援センターは引継資産の帳簿価額691,033千円に造成工事費用（借地権）9,642千円を加えた700,676千円で当社から取得した。

#### <上野原ビジネスプラザ施設の譲渡資産の内訳>

（単位：千円）

項目	取得価額	償却累計額	帳簿価額	支援センター引継ぎ	当社継続	除却
建物	646,717	40,161	606,556	606,556	-	-
附属設備	338,264	267,756	70,507	70,507	-	-
構築物	55,813	45,043	10,769	10,769	-	-
器具備品	166,430	147,432	18,998	3,199	6,349	9,449
合計	1,207,226	500,394	706,832	691,033	6,349	9,449

これに伴い、当社は本社を鹿児島市に移し、以後、引き続き地方公共団体等に対する情報システムのコンサルティングやシステムの構築・運用監理情報関連業務に特化して業務を行うこととなった。



## 2-4 事業の内容

当社は地方公共団体及び県内企業における情報システム化の取り組みに対する支援を行っている。

### 1) IT コンサルティング事業

企業や自治体の IT に関するコンサルティング導入支援

#### ①企画・計画立案

- 企業や自治体が抱える様々な課題や問題に対して、調査分析から業務改善・最適化案等の企画・立案を支援
- 事業計画や経営計画などで掲げられたビジョンや目標を達成するための IT を活用した戦略策定を支援
- 企画や戦略等からの具体的な実施計画を策定
- IT 導入に関する必要経費の積算

#### ②IT 調達・導入

- 具体的 IT 導入に向けての支援  
IT 要件の具体化、導入業者選定・評価
- IT 導入支援  
基本計画策定や実施設計の実施、機能要件のチェック、成果物の検証、利用者説明会や操作研修等実施の支援、施工監理及び検査の実施

#### ③IT 活用

- システム運用における支援  
サービスレベルのチェック、効率的運用への助言、情報セキュリティ監査の実施

### 2) 医療情報システムコンサルティング事業

IT による医療の構造改革支援

専門性の高いマルチベンダーで構成される多様なシステム（医療会計システム、電子カルテ・オーダーリングシステム、各種検査システム、調剤・薬剤管理システムなど）が存在する医療機関において、既存システム環境の調査・新規システムの導入計画・調達・導入・プロジェクト管理等の各種支援を行う。

<平成 24 年度情報システムに関するコンサルティング等の実績>（平成 25 年 3 月末現在）  
（同社ホームページより）

事業名	業務内容等
OA 化技術支援業務委託	システム化計画評価、各種システム調査・評価
システム開発事前協議支援業務委託	システム化計画評価、各種システム調査・評価
庶務事務事前協議支援業務委託	システム評価、運用監理
周産期医療ネットワークシステム導入に係る技術支援業務委託	計画・検討、積算、調達仕様作成、導入・稼働支援、検査
病院情報ネットワーク構築に係る技術支援業務委託	計画・検討、積算、調達仕様作成、導入・稼働支援、検査
職員台帳システムの開発及び職員台帳システム用機器等一式の調達業務委託における開発管理業務委託	システム導入支援、システム稼働支援、検査
鹿児島県広域災害医療情報システム導入及び運用保守、鹿児島県救急・災害医療情報システムの機器更新等に係る技術支援	計画・検討、積算、調達仕様作成、導入・稼働支援、検査
病院情報システム導入に係る設計業務委託	計画・検討、積算、調達仕様作成、導入支援
動物愛護センターLAN 及び警備システム設計	計画・検討、積算、調達仕様作成
平成 24 年度県立病院財務管理システム更新に係る技術支援業務委託	計画・検討、積算
結核検査等観察モニター整備に係る施工監理業務	システム稼働支援、検査
知名町ネットワークリプレース費用妥当性評価作業	構成評価、積算評価

## 3) IT 運用支援事業

## 自治体、企業の運用支援

専門家がシステムの運用等に関する改善提案や技術支援を行う。

## ①システム運用支援

システム管理・監視、システム障害の対応

## ②ヘルプデスク支援

アプリケーションの相談、ハードウェア障害の相談、アプリケーションの利用指導

## ③ネットワーク運用支援

ネットワーク管理・監視、ネットワーク障害対応

## ④パソコン維持管理

パソコン資産管理、パソコン障害管理、セキュリティ対策

## 4) パソコンリサイクル事業

## パソコンデータ消去サービス

## &lt;平成 24 年度情報システムに関する開発・運用支援等の実績&gt; (平成 25 年 3 月末現在)

(同社ホームページより)

事業名	業務内容等
県内ネットワークの維持管理に係る業務委託	システム維持運用、ヘルプデスク
行政情報ネットワークの維持管理に係る業務委託	システム維持運用、ヘルプデスク
OA ルームの維持管理等に係る業務委託	システム維持運用、ヘルプデスク
パソコン等管理業務委託	システム維持運用、ヘルプデスク、セキュリティ管理、情報資産管理
電子申請共同運営システムの運用業務	システム維持運用、ヘルプデスク
平成 24 年度税務等システム管理業務委託	システム維持運用、システム保守
かごしま県民交流センター情報システム維持管理業務	システム維持運用、ヘルプデスク
財務会計システム及び電子収納システムに係る運用支援業務委託	システム維持運用、ヘルプデスク
平成 24 年度上野原ビジネスプラザの館内ネットワークの維持管理業務	システム維持運用、ヘルプデスク
公共事業支援統合情報システム (CALS/EC) 電子入札システム運用調整業務委託	システム維持運用、ヘルプデスク
鹿児島県議会会議録情報検索サービス提供業務	サービス提供
県議会会議録情報検索データ入力業務委託	データ入力
鹿児島県奄美パークアイランドインフォメーション情報検索ボックスシステム保守点検業務委託	システム保守
県営住宅管理電算システム保守等に係る業務委託	システム維持運用、システム保守
工業技術センター技術情報発信事業に係る業務委託	ホームページ作成、システム開発、データ移行
県営住宅管理電算システム改修に係る業務委託	システム改修
ホームページ修正	ホームページ保守
農業環境協会パソコン等データ消去作業	パソコンデータ消去
保健医療福祉課パソコン等データ消去作業	パソコンデータ消去
市町村民所得推計システム改修業務委託	システム改修
第 30 回国民文化祭・かごしま 2015 ホームページ作成業務委託	ホームページ作成、システム開発
健康増進課パソコンデータ消去作業	パソコンデータ消去
鹿児島県防犯協会ホームページリニューアル	ホームページ改修
第 30 回国民文化祭・鹿児島 2015 ホームページ運営管理業務委託	ホームページ保守
パソコンハードディスクデータ消去	パソコンデータ消去
経営金融課パソコン等データ消去作業	パソコンデータ消去
パソコン等データ消去作業	パソコンデータ消去

行政資料管理システム保守業務	システム保守
パソコンデータ消去等に係る作業	パソコンデータ消去
パソコン等データ消去に係る作業	パソコンデータ消去
ハートピアかごしま様サーバーのデータ消去	パソコンデータ消去
パソコン等データ消去に係る作業	パソコンデータ消去
パソコン等データ消去作業	パソコンデータ消去
パソコン等データ消去作業	パソコンデータ消去
パソコン等データ消去作業	パソコンデータ消去

5) 研修事業

情報セキュリティ研修等、団体・企業内における各種 IT 研修を企画・運営する。また、自治体向けにセミナー等、各種 IT 関連セミナーを企画・実施する。

<平成 24 年度人材育成セミナーの実績>

(平成 25 年 3 月末現在)

(同社ホームページより)

事業名	業務内容等
九州地域スマートグリッド・スマートコミュニティ関連成長産業人材養成事業	計画・検討・研修実施
職員向け情報セキュリティ研修業務	研修実施
県立薩南病院情報セキュリティ研修	研修実施
かごしま IT フェスタ 2012	出展
県立始良病院情報セキュリティ研修	研修実施
情報セキュリティ職員研修業務委託	研修実施
地方公共団体向けセミナー（第 10 回）メインテーマ「地域内及び地域間コミュニケーションの再生と ICT が果たす役割」	セミナー企画～実施
県立大島病院情報セキュリティ研修	研修実施

6) その他の事業

ホームページ、DVD、CD-ROM 等の作成、e-アニメーション遠隔学習システム（教材・専門講師を含む）及び大学や専門学校におけるアニメーション作成教育を支援する。

2-5 他都道府県の同業他社の状況

現在、当社と同様の目的で設立された会社は全国で 12 社あり、その主な事業の内容は以下のとおりである。（以下、各社のホームページより抜粋）

名称	設立年度	資本金	設立経緯、目的等	事業内容
㈱鹿児島頭脳センター	平成 2 年	1 億円	当社は、経済の高度化・ソフト化の急速な発展に対応した情報処理・ソフトウェア等いわゆる「経済の頭脳部門」の育成・導入を促進するとともに、本県地域産業の高度化を図るための中核的推進団体として、旧地域振興整備公団（現中小企業基盤整備機構）、県、市町、関係企業の出資により平成 2 年に設立された第 3 セクターである。当社は、行政が主導して設立した株式会社であることから、収益を確保しつつ、公益に寄与する事業を行うことが求められており、当社は社会経済情勢の変化に対応しながら事業内容の見直しを行い、現在は地方公共団体等に対する情報システムコンサルティングやシステムの構築・運用管理をはじめ、県内企業の情報化支援など、情報システム関連事業に特化して収益性と公益性の両立を図りながら、本県産業の高度化に貢献しているところである。	1. IT コンサルティング事業 2. 医療情報システムコンサルティング事業 3. IT 運用支援事業 4. パソコンリサイクル事業 5. 研修事業 6. その他の事業
㈱八戸インテリジェントプラザ	平成 元 年	1 億円	当社は、八戸地域が全国に先駆けて「地域企業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（通称：頭脳立地法）」に基づき集積促進計画の承認を受けたことから、地域産業の高度化を支援する中核的推進母体として独立行政法人中小企業基盤整備機構、関係自治体及び地域企業などによって平成元年 5 月に設立された第三セクターである。地域産業支援の拠点施設である八戸インテリジェントプラザは、豊かな緑に囲まれたハイテクゾーン「八戸ハイテクパーク」に平成 4 年 9 月に竣工し、産学官連携の下に研究開発、研究開発支援、人材育成、情報提供などの機能を活用して地域産業高度化への取り組みが進められている。	1. 研究開発事業 2. 人材育成事業 3. 調査受託事業 4. 情報提供事業 5. 交流促進事業

名称	設立年度	資本金	設立経緯、目的等	事業内容
			産業の集積と高度化を推進し、21世紀の豊かな地域社会の形成のために、当社は新技術の研究開発や新事業・新産業の創出を支援していく。	
㈱ひたちなかテクノセンター	不明	1億円	水戸・ひたち地域は、電気機械、一般機械などの加工組立型業種を中心とした産業集積を背景に、独自の技術力や研究開発能力、商品開発能力、生産管理能力を持った自立的な企業の育成などによる地場産業の高度化を図ることが課題となっている。ひたちなかテクノセンターは第3セクターとしての特性を生かし、産学官のネットワーク機能を活用して、地域企業に真に役立つ支援をするための拠点として活動していく。	1. 産学官連携支援 2. 中性子の産業利用 3. 人材育成 4. テナント・貸し会議室
㈱とちぎ産業交流センター	平成6年	27億円	当社は、頭脳立地法に基づき平成6年に設立された第3セクター方式の株式会社である。	1. 研究開発支援事業 2. 人材育成事業 3. 産学官交流事業
㈱富山県総合情報センター	平成元年	17億	当社は、1989年に地域産業のIT化を推進するための中核的事業主体として、官民出資による第三セクター方式で設立され、人材育成事業やIT関連産業振興事業、研究事業を展開している。当社が所有する「情報ビル」には、財団法人富山県新世紀産業機構、ジェトロ富山（日本貿易振興機構富山事務所）などの公的機関が設置されており、IT以外の経営や技術、創業、貿易など様々な相談に対応している。	1. 研修事業 2. テナント事業 3. 貸会議室事業 4. IT講座実施事業 5. 連携事業
㈱ブイ・アールテクノセンター	平成5年	23億円	ホームページ上、記載なし。	1. VR・ロボット・システム開発事業 2. 航空宇宙人材育成・CAD研修事業 3. 企業向け人材育成事業、求職者向け人材育成事業 4. テナント事業 5. ネットワーク構築・運用保守事業
㈱浜名湖国際頭脳センター	平成元年	25億円	多極分散型国土の構築、産業・業務機能の全国的な適正配置の必要性及び地方都市への「産業の頭脳部分」移転の必要性から、生産及び産学官交流の場としての「都田テクノポリス」周辺地域、市街地機能としての「浜松駅前計画」、美しい自然環境の中でのR (Research) & R (Refresh) 構想に基づく都市性と自然環境の調和を目指した「浜名湖頭脳公園」の主要施設によるトライアングル構想及びそれらを結ぶコリドール構想が立ち上がった。当社は「頭脳立地法」の指定を受け、「事業推進の中核施設」「産業高度化施設」として設立（旧地域振興整備公団「現在：独立行政法人中小企業基盤整備機構」からの出資を受ける。） また、高度情報化社会を支える高度なシステムエンジニアの需要増大から当社は高度な開発技術の実践事業を行うために「地域ソフト法」の指定を受け、「地域ソフトウェアセンター」として指定される。（旧情報処理振興事業協会「現在：独立行政法人情報処理推進機構」からの出資を受ける。） 「頭脳立地法」「地域ソフト法」が「新事業創出促進法」に発展的に継承された後、他の中小企業を支援する法律とともに「中小企業新事業活動促進法」として整理総合される。静岡県のプラットフォーム（新事業支援体制）の中で、情報関連人材育成および創業者に対する支援機関に指定される。設立の経緯を継承しつつ、産業支援機関として地域におけるIT人材の育成や産業のIT化、高度化のための支援を行いながら、地域企業の競争力の強化に貢献すべく事業を推進している。	1. システム開発事業 2. WEBコンテンツ事業 3. 地理情報システム開発事業 4. 人材育成事業 5. 人材紹介・人材派遣事業 6. ITコンサル事業 7. 調査事業 8. 賃貸事業 9. 浜名湖クラブ（異業種交流会）
㈱和歌山リサーチラボ	平成2年	17億円	旧頭脳立地法に基づき設立された産業の高度化支援機関として、和歌山地域における産業の高度化、高付加価値化を支援することを目的とする。また、[海南インテリジェントパーク]の中核施設としても位置づけられている。	1. 研修事業 2. 情報提供事業 3. 調査事業
㈱広島テクノプラザ	平成2年	1億円	社会経済情勢が大きく変化する中で、本県が今後とも着実に発展し続けていくためには、地域産業の高度化や新たな産業の創出が大切である。このためには、官民一体となって新技術や新製品を生み出す研究開発に積極的に取り組むことが重要な課題となっている。当社は、このような目的をかなえるために、広島県や東広島市、独立行政法人中小企業基盤整備機構（旧・地域振興整備公団）及び多数の民間企業の協力を得て設立された第三セクターの会社で、平成4年3月から本格的に事業を開始している。	1. 研究開発業務並びにその受委託 2. 人材育成事業の企画・開催 3. 研究室、研修室、会議室等の施設の賃貸及び管理運営 4. 電子機器、理化学機器、計測機器等の賃貸 5. 技術指導、相談及び情報の提供等
㈱徳島健康科学総合センター	平成元年	18億円	当センターは頭脳立地法に基づき設立された産業高度化施設で、徳島県の「健康県徳島」構想及び徳島市の「健康科学センター」構想の実現を担う施設でもある。このために、当センターは健康・快適をキーワードに、地域産業高度化のための事業に取り組んでいる。	1. 貸室支援事業 2. 人材育成事業 3. 交流促進・情報提供事業

名称	設立年度	資本金	設立経緯、目的等	事業内容
㈱北九州テクノセンター	平成2年	22億円	当社は、北九州市を中心とした3市7町の中小企業の振興を目的として、頭脳立地法により、平成2年に設立された資本金22.3億円の企業で、株主が北九州市・福岡県・(独)中小企業基盤整備機構・民間企業80社からなる第3セクターである。当社は平成14年4月1日をもって、公益事業部門(技術移転支援、研究開発支援及び中小企業支援の各事業)を(財)北九州産業学術推進機構に営業譲渡した。公益事業部門を業務移管した後は、研究開発や研修などを行う施設の管理業務を担当し、財団法人が行う公益的の事業の推進をサポートしている。	1. 貸しオフィス 2. 貸しホール
㈱トロピカルテクノセンター	平成2年	不明	当社は、沖縄地域への頭脳産業の集積を図るべく策定された沖縄頭脳立地構想の中核的推進機関として、沖縄県、地域振興整備公団、関係市町、民間企業の出資により、1990年10月25日に設立された。 当社は、沖縄地域特性を最大限に生かした研究開発と企業化を推進し、それらを支える優れた人材を育成し、必要な情報提供と異分野の交流を促進することによって、産業の高度化のための総合的な支援を行うインキュベーション機関である。 急速に進展する産業構造転換の動きの中で、本県産業の着実な発展を築き上げるためには、グローバルな視点による研究開発と自立的な企業行動を促進することが必要である。 当社は、産学官と連携し、沖縄県の産業構造の高度化に寄与するとともに、アジア太平洋地域の架け橋となる、世界に開かれた研究交流拠点(リサーチ・イン・リゾート)の形成を目指している。	1. 研究開発事業 2. 情報開発事業 3. 企画調査事業

上表を見ると、当社のように研究開発事業及び人材育成事業といった主要事業を他法人へ移管した法人は、平成14年度に公益事業部門を譲渡した㈱北九州テクノセンターの1社であると思われる。

また当社以外でシステム開発・運用関連業務を提供していると思われる法人は、(株)浜名湖国際頭脳センターと(株)トロピカルテクノセンターの2社であると思われる。

### 3 役職員の状況

#### 3-1 役職員数、平均年齢及び平均年収等

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
16 ( 1 )	61.2	621	18 ( 1 )	44	5,079

#### 3-2 役員に関する事項 (平成25年3月31日現在)

地位	主な職業
代表取締役社長	崇城大学副学長
取締役副社長	霧島市長
専務取締役	前 鹿児島頭脳センターIT事業部長
取締役	鹿児島市長
	鹿児島県商工労働水産部長
	その他民間企業者10名
監査役	元鹿児島県大島支庁沖永良部事務所長

### 4 第三セクター等への関与の状況

#### 4-1 公的支援 (フロー)

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)				
② 利子補給金				
③ 税の減免額				
④ その他公的支援				
小計				

⑤	損失補償に伴う金利減免額				
⑥	出資金、低利貸付等に伴う機会費用				
小計					
合計					
(参考)委託料		207,513	247,204	243,898	ネットワーク維持管理。システム管理業務等

ここ数年の主な業務委託事業は以下のとおりである。(単位：千円)

業務名	契約金額 (税抜き)			契約形態	担当課
	22年度	23年度	24年度		
1 電子入札システム運用調整業務	30,270	30,050	63,500	随意契約	土木部監理課
2 ネットワークの維持管理業務	36,180	36,180	40,821	随意契約	情報政策課
3 電子申請共同運営システム開発	24,146	24,146	24,146	随意契約	情報政策課
4 パソコン等管理業務	17,250	17,250	19,530	随意契約	情報政策課
5 県内ネットワーク維持管理業務	13,332	13,332	13,332	随意契約	情報政策課

#### 4-2 公的支援 (ストック)

上記1に記載している出資 (出捐) 以外の公的支援は発生していない。

### 5 財務状況

#### 5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	1,146,795	1,221,262	1,220,245	
負債合計	67,316	114,907	96,975	
(うち有利子負債)	-	-	-	
純資産	1,079,479	1,106,354	1,123,268	
(うち利益剰余金)	133,336	160,211	177,126	

#### 5-2 損益計算書 (正味財産計算書) 等

##### 5-2-1 損益計算書 (正味財産計算書) 等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入 (=売上高+営業外収益+特別利益)	271,832	347,121	290,138	
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	207,513	247,204	243,898	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	28,420	29,256	28,741	
経常損益	41,444	46,952	28,634	
当期損益	24,960	26,874	16,914	
減価償却前当期利益	24,960	26,874	16,914	

## 5-2-2 自治体・企業等からの受注状況

ここ数年の受託先別の売上高の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

受託先	事業	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
国	人材育成事業	1	9,895	1	7,841	1	7,127
	情報システム関連事業	2	8,917	2	5,598	2	1,658
	A 合計	3	18,812	3	13,439	3	8,785
県	コンサルティング関連事業	8	21,680	7	30,424	6	22,254
	システム開発	1	541	4	13,126	4	9,280
	データ入力	4	10,437	3	14,445	2	1,281
	運用管理関連	13	119,956	12	134,912	11	121,345
	機器リース収入・その他	3	423	1	50	1	413
	電子自治体協同運営事業	2	54,416	2	54,196	2	87,646
	中古パソコンリサイクル事業		60		206		79
	B 合計	31	207,513	29	247,359	26	242,298
	C 売上高に占める割合(B÷I)	-	79.6%	-	73.1%	-	85.3%
D 市町村		5	28,420	6	29,256	3	24,981
E 地方公共団体売上高合計(A+B+D)		-	254,745	-	290,054	-	276,064
F 売上高に占める割合 E÷I		-	97.7%	-	85.8%	-	97.2%
G 財団・団体等		5	2,826	3	1,949	5	2,419
H 民間		3	2,993	3	46,026	2	5,360
I 合計(E+G+H)		44	260,564	41	338,029	36	283,843

上表を見てもわかるとおり、県の委託事業が当社の売上高に占める割合（上記表の項目C）は平成24年度で85.3%と高く、また過去をみても80%程度と高い割合となっている。また、国・市町村を含めた地方公共団体全体の売上が当社の売上高に占める割合（上記表の項目F）は、平成24年度で97.2%と非常に高いことから、当社の売上高のほとんどが国・地方公共団体に依存しているといえる。

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

今後の方向性：存続

課題：経済情勢や企業ニーズを踏まえた事業の実施

## 7 その他の特記事項

(記載なし)

[まとめ]

## 1. 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

## 1-1 県の見解

県は当社に出資することの意義について以下のとおり考えている。

（株）鹿児島頭脳センターは、経済の高度化・ソフト化の急速な発展に対応した情報処理・ソフトウェア等いわゆる「産業の頭脳部門」の育成・導入を促進するとともに、本県地域産業の高度化を図るための中核的推進団体として、旧地域振興整備公団（現中小企業基盤整備機構）、県、市町、関係企業の出資により平成2年に設立された第3セクターである。

当センターは、行政が主導して設立した株式会社であることから、収益を確保しつつ、公益に寄与する事業を行うことが求められており、当センターは社会経済情勢の変化に対応しながら事業内容の見直しを行い、現在は地方公共団体等に対する情報シ

システムコンサルティングやシステムの構築・運用管理をはじめ、県内企業の情報化支援など、情報システム関連事業に特化して収益性と公益性の両立を図りながら、本県産業の高度化に貢献しているところである。

地方公共団体からの受託業務の占める割合が大きいことについては、当センターへの出資目的である「産業の頭脳部門」の育成・導入を図るためには、企業部門のみならず公共部門における情報化の進展も不可欠であり、県内地方公共団体が情報化を進める上で、第3セクターという公平・中立的な立場で業務が行える当センターは、情報技術に関する専門的な知識・経験を有する職員が少ない県内地方公共団体のニーズを満たしているという要因が大きい。

また、公共部門の情報化の進展は、県内IT企業への波及効果も大きいことから、「産業の頭脳部門」の育成・導入において重要な役割を果たしており、当センターが地方公共団体から受託して実施する業務は、出資の目的に応えたものであると考えている。

情報通信産業を取り巻く環境は、スマートフォンの普及やクラウドコンピュータ化など大きく変化しながらも、市場規模は今後も拡大することが見込まれている。このような中、情報通信産業は、地理的制約を比較的受けないことから、本県にとってますます重要な課題となっており、当センターにおいても国の事業を活用して、環境・新エネルギー関連の情報通信技術者の育成に取り組むなど、県内企業のニーズに合った事業の導入を図っているところである。

以上のことから、(株)鹿児島頭脳センターは、本県産業の高度化のため引き続き役割を果たすことが期待されることから出資を継続することは必要だと考えている。

当社は「『産業の頭脳部門』の育成・導入を促進するとともに本県地域産業の高度化を図る」ことを目的として事業を運営してきたが、近年の事業の実施状況をみると、当社の売上高に占める国や地方公共団体への売上高の割合が90%超となっており、その活動の範囲は公共部門が大部分を占めているという印象がある。その点について、県の意見である、①公共部門の情報化を進めることが県内企業のIT化が促され、IT企業に波及効果がある、②公共部門の情報化において当社の第三セクターとしての特性である公平性・中立性が適している、というところについて、より詳細な説明があった。

#### ①「公共部門の情報化を進めることが県内企業のIT化が促され、IT企業に波及効果がある」について

##### (県の見解)

公共部門が情報化を進めることにより、県内企業のIT化が促され、IT企業に波及効果がある事例は、例えば以下のとおりあげられる。

電子入札システムの運用により、土木関連企業は入札においてパソコン等の導入を促されるとともに、パソコンの導入により電子入札システム以外でもIT関連の業務へ移行が進むことが期待される。

なお、県内中小企業におけるITの活用状況を電子商取引の導入状況からみると、平成21年度の国の調査では全国46位と低くなっており、一般企業のIT化が進んでいると一概には言えないことから、公共部門の情報化を通じて県内企業のIT化を促進させる意義は高いものと考えている。

##### (監査人の見解)

出資を継続するかどうかの判断において、事業の成果を適切に評価する必要がある。県は電子商取引の普及状況を判断の手段として利用できると思われている。電子商取引の普及が県内企業のIT化と全く関わりがないとは言えないが、電子商取引を行うかどうかは実施する事業の内容・規模・採算性等、個々の状況により判断さ



れるものであり、これをもって県内企業の IT 化が進んでいないと考えるのは無理があると思われる。

そもそも地方公共団体といった公共部門の情報化の進展が県内企業の IT 化に寄与することは間接的な成果であり、これを具体的に評価することは難しいと考える。

②「公共部門の情報化において当社の第三セクターとしての特性である公平性・中立性が適している」について  
(県の見解)

当社は、国・県等が出資して設立した第三セクターであり、一般の情報システム関連企業にはない公益性を有しており、一部のメーカーや特定の技術に偏向しない「公平・中立的」な立場で情報システム等に関する高度で多岐にわたる専門的な業務を行える団体である。

地方公共団体の情報化を進める上で、一般の情報システム関連企業から提案される情報システム等に関する業務や作業内容、費用対効果等などについては、本来行政職員がその妥当性を判断することが望ましいが、その専門性の高さから行政職員が判断することが極めて困難であることから、当社は以下の業務において公平・中立な立場で行政の判断をサポートできる県内で唯一の団体となっている。

- ・県が調達するパソコン機器・ソフトウェア等は一般競争入札を行っておりメーカーが特定されないことから、特定のベンダーや技術に偏ることのない立場での対応が必要な業務
- ・メーカーが特定されないパソコン・ソフトウェアで構成される県庁 LAN（ネットワーク）の障害発生時など、迅速な対応が求められる業務
- ・極めて重要な個人情報や行政情報等を取り扱う業務で、一般競争入札に付することにより事前に不特定多数の業者にこれらの資料・情報を示すことがシステムのセキュリティ上、妥当でない業務

このような業務を一般の情報システム関連企業に委託したと仮定した場合、当該情報システム企業に有利となる特定のベンダーやメーカーに偏向し、競争性の確保ができなくなることが想定され、また契約業者が当該契約業務から撤退した場合に行政業務の停滞が余儀なくされるなどリスクが考えられる。

(監査人の見解)

他県の状況を見ると、当社以外で地方公共団体向けのシステム開発・運用関連業務を提供していると思われる第三セクターは、(株)浜名湖国際頭脳センターと(株)トロピカルテクノセンターの2社と全国的にみてもかなり少なく、非常に珍しいケースであるといえる。県は当社の公平性・中立性を重視しているが、確かに事業を効果的・効率的に実行できるとも思われる。しかし、当社のような第三セクター方式の企業が存在しない都道府県において、一般の情報システム関連企業に業務を委託している事実を考慮すると、公共部門の情報化の進展において当社の特性である公平性・中立性は必ずしも必要であるとは言えないと思われる。

また、地方公共団体の契約は一般競争入札が原則であるが、公平性・中立性の特性を重視して第三セクターに随意契約の形態で多くの業務を委託するようなことがあると、一般企業の入札参加の機会を不当に奪っているのではないかと、また第三セクターに対する財政的支援のようなものではないかと、といった印象を第三者に与えるとも思われる。

なお、平成24年度の当社の県に対する売上高の状況は以下のとおりである。

＜平成24年度の県からの受注状況＞

(単位：千円)

事業名		所管部署	受注額	契約形態
1. 情報システム関連事業				
コンサルティング関連事業	OA化技術支援	情報政策課	7,121	随意
	職員台帳システム(次世代システム)基本調査・設計業務委託	職員厚生課	3,333	随意
	庶務事務システム運用監理	総務事務センター	7,407	随意
	県広域災害情報システム導入技術支援等	地域医療整備課	2,618	随意
	県立病院財務会計システム更新に係る技術支援	県立病院課	1,300	随意
	動物愛護センターLAN及びシステム設計	生活衛生課	475	随意
システム開発	市町村民所得推計システム改修業務委託	統計課	510	随意
	県営住宅管理電算システム改修に係る業務委託	住宅政策室	4,800	随意
	工業技術センター技術情報発信事業に係る業務委託	工業技術センター	3,500	指名競争入札
	第30回国民文化祭・かごしま2015HP制作	国文実行委員会	470	随意
データ入力等	県議会議事録データ入力	議会事務局	1,273	随意
	県地域医療支援方策策定業務	地域医療整備課	8	一般競争入札
運用管理関連	ネットワークの維持管理業務	情報政策課	40,821	随意
	OAルールの維持管理業務	情報政策課	11,200	随意
	パソコン等管理業務	情報政策課	19,530	随意
	財務会計システム及び電子収納システムに係る運用支援	会計課	10,700	随意
	県内ネットワーク維持管理業務	情報政策課	13,332	随意
	県民交流センター情報システム管理業務	県民交流センター	10,000	随意
	第30回国民文化祭・かごしま2015HP制作	国文実行委員会	190	随意
	税務総合システム管理業務	税務課	9,900	随意
	県営住宅管理電算システム保守等に係る業務	住宅政策室	4,830	随意
	鹿児島県議会会議録情報検索サービス提供業務	議会事務局	816	随意
機器リース収入・その他	行政資料管理システム保守業務	学事法制課	26	随意
	県立病院等セキュリティ研修	薩南病院ほか	413	随意
2. 電子自治体共同運営事業	電子申請共同運営システム開発	情報政策課	24,146	随意
	電子入札システム運用調整業務	監理課	63,500	随意
3. 中古パソコンリサイクル事業			79	随意

うち、随意契約方式……………24件、238,790千円

うち、一般・指名競争入札方式………2件、3,508千円

上記表をみると、平成24年度の県からの受注高(金額242,298千円、26件)のうち、契約形態が随意契約のものは24件で受注金額は238,790千円となっており、全体の100%に近い数字となっている。

1-2 結論

(意見) 今後の実施事業について

①研究開発機能、②人材育成機能、③情報システム関連機能、④施設賃貸等機能を備える組織として当初設立された当社は、①研究開発機能の終了及び平成14年度の②人材育成機能及び④施設賃貸等機能である上野原ビジネスパークの売却により、以後その事業目標は③情報システム関連機能として県内企業のIT化の促進のみと、その活動範囲は縮小された。

その中で、当社は公共部門のIT促進化を中心に現在まで事業を実施してきたが、その成果は間接的なものであり、県内企業のIT化にどの程度貢献したかを直接評価することは困難である。

また、設立当初に比べ、現在の日本においてはパソコンの普及率は高く、情報システム関連事業を営む一般企業が多数存在しており、県内企業には様々な選択肢が存在する。当社は公平性・中立性という第三セクターの特性を生かして事業を実施することになるが、ここ数年の民間企業に対する売上が少ない状況を見ると、一般事業者からすれば当社は数ある情報システム関連会社の一つにすぎないと思われる。このように当社が県内の地域

産業の高度化に寄与するために情報システム関連事業を実施することは、現在において第三セクターに対する県内企業のニーズに合致しているか疑問である。

なお、当社と同様に地域産業の高度化を事業目標の一つとする支援センターにおいて、県内企業の IT 化の支援として以下のようなサービスを提供している。

実施事業	内 容
情報誌作成事業	県内中小企業等へ、産業技術、産・学・官連携に関する情報及びセンター支援事例等の紹介などの情報配信・提供を行う
情報化支援事業	中小企業の情報化を支援するため、各種支援事業の実施やビジネスに役立つ情報等を提供する。 ①インターネットによる情報提供 ②メールマガジン配信サービス ③南日本新聞での経営関連記事の提供 ④情報化相談（随時） ⑤支援担当者能力向上研修など
情報化基盤整備基金事業	中小企業の IT 活用を支援するため、セミナー開催や情報化に関する相談に対し IT の専門家を派遣する。 ①IT セミナー開催 ②情報化アドバイザー派遣
情報センター運営事業	情報会員に対して、IT 経営に有益な IT 関連情報誌等や情報誌 KISC の提供、IT 操作技術に関する講師派遣、セミナー開催などを行う。
EC 等活用促進事業	EC/IT の利活用により経営の改善等を図ろうとする中小企業者を支援するため、専門的な知識や経験を有するアドバイザー2名を設置し、県内中小企業からの多様な支援ニーズに的確に対応する。

当社は、現在の国・地方公共団体に対する事業中心から、支援センターの実施事業と重複しない、地域産業の高度化に寄与する新たな事業へ転換する必要があると思われる。

## 2. 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

当社は会社法監査の対象となる会社であり、計算書類等について会計監査人による監査を受けている。平成 24 年度の計算書類については、会計監査人の監査報告書上、無限定適正意見があり、財務数値の信頼性は高いといえる。

当社の余剰資金の運用額は 350,916 千円と総資産額 1,220,244 千円の約 30%を占めている。平成 24 年度の有価証券等の時価は以下のとおりである。

（金融商品の時価等）

（単位：千円）

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国債	300,924	303,390	2,466
地方債	49,992	50,230	237
合計	350,916	353,620	2,703

そのほか現金預金として 747,287 千円があり、金融資産の合計額は 1,098,203 千円と総資産額の 90%を占めている。平成 24 年度末の純資産額は 1,123,268 千円となっており、現状の財務状況は問題ないと思われる。

## 14-3（水産振興課）公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	1,201,000	うち県	300,000 (出資比率 24.96%、他自治体出資比率 27.01%)
出資年月日	昭和60年9月	所在地	鹿児島県垂水柵原3551

## 2 事業概要

事業目的	水産資源の増殖並びに水産資源及び海洋環境の保全に関する事業を実施し、水産資源の持続的な利用に寄与すること。
事業内容及び県が出資することの意義	当協会が実施する事業の内容は、水産資源の種苗の生産、育成、調達、供給及び放流に関する事業や放流効果の調査に関する事業、海洋環境の保全に関する事業、水産資源の保全に係る知識の啓発普及に関する事業及びその他前条の目的を達するために必要な事業である。 本県が定めた「栽培漁業基本計画」(本県水産資源の維持増大を図る計画)を推進するために指定法人の設立が必要であったため、当協会の設立にあたって、県も出捐を行った。

## 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
9 ( 2 )	-	4,250	7 ( 1 )	(省略)	(省略)

## 4 第三セクター等への関与の状況

## 4-1 公的支援（フロー）

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	32,048	32,048	32,048	「豊かな海づくり広域推進事業費補助金」であり、具体的には栽培漁業推進のため協会が実施する広域栽培パイロット事業(マダイ、ヒラメの放流)に係る経費を2/3以内で県が補助しており同事業経費の45.5%を補助している。
② 利子補給金	-	-	-	
③ 税の減免額	-	-	-	
④ その他公的支援	-	-	-	
小計	32,048	32,048	32,048	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	-	-	-	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	-	-	-	
小計	-	-	-	
合計	32,048	32,048	32,048	
(参考)委託料	93,828	153,624	153,443	(注) 下記参照

平成22年度から24年度までの県からの委託費の内訳は以下の通りである。

(単位：千円)

内 訳	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
豊かな海づくり総合推進事業に係る放流効果調査業務委託費	3,094	3,094	3,113
奄美等水産資源利用開発推進事業に係るスジアラ中間育成業務委託費	1,196	1,200	1,000
種苗生産施設維持管理業務委託費	1,730	1,730	1,730
豊かな海づくり総合推進事業に係る放流用種苗生産業務委託費	84,000	84,000	84,000
カンパチ種苗生産事業に係る養殖用種苗生産業務委託費	-	57,600	57,600
カンパチ種苗生産実用化技術開発試験業務委託費	-	6,000	6,000
栽培漁業資源回復等対策事業に関する支払経費	3,808	-	-
合 計	93,824	153,624	153,443

## 4-2 公的支援（ストック）

上記 1 に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

## 5 財務状況

## 5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項 目	22 年度末	23 年度末	24 年度末	備 考
総資産	1,395,306	1,438,930	1,492,938	
（うち現金預金）	69,053	76,425	82,283	
（うち有形固定資産）	8,861	8,549	6,672	
負債合計	60,999	67,062	69,015	
（うち有利子負債）	-	-	-	
純資産	1,334,306	1,371,868	1,423,923	(注) 下記参照
（うち利益剰余金）	1,334,306	1,371,868	1,423,923	

(注) 当財団は基本財産として満期保有目的の債券として以下の債権を保有している。満期保有目的の債券の内訳、平成 24 年度末の帳簿価額及び時価の状況は以下の通りであり、当該時点において含み損は生じていない。

(単位：千円)

銘 柄	帳簿価額	取得価額	評価損益	備 考
利付国庫債券（30 年）11 回	105,140	100,000	5,140	
大阪府公募公債 第 304 回	107,630	99,543	8,087	
一般担保第 26 回住宅金融支援機構債権	114,050	99,910	14,140	
一般担保第 94 回住宅金融支援機構債権	106,450	100,000	6,450	
一般担保第 62 回住宅金融支援機構債権	111,170	99,870	11,300	
Commonwealth Bank of Australia	100,000	100,000	-	(注 1)
野村フォールディングス㈱第 3 回期限前償還条項付無担保社債	102,832	100,000	2,832	
154 オリックス	51,180	50,000	1,180	
政府保証債第 92 回日本高速道路保有・債務返済機構債権	113,450	99,850	13,600	
政府保証債第 111 回日本高速道路保有・債務返済機構債権	111,000	99,850	11,150	
合 計	1022,902	949,023	73,879	

(注1) Commonwealth Bank of Australia の格付は AA である。

(注2) 財団は独自に「財産管理運用規定」及び「債券管理運用基準」を定めた上で投資活動を実施している。

## 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

（単位：千円）

項 目	22年度	23年度	24年度	備 考
総収入（=売上高+ 営業外収益+特別利益）	240,774	291,578	293,020	
（うち県からの補助金、委 託料、指定管理料）	122,068	185,672	185,491	
（うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料）	-	-	-	
経常損益	△123,306	2,395	4,741	
当期損益	△3,864	37,561	52,055	
減価償却前当期利益	△1,796	39,767	55,150	

（注）当財団は平成23年4月1日付で公益財団法人への移行認定を受けており、平成23年度より公益法人会計基準に準拠した会計処理を採用している。

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

今後の方向性として、当公益財団法人は本県の水産業の振興のために実施する各種事業を遂行する中核的組織として今後も存続していく方針である。

今後の課題として、漁業関係者のみならず、県民の理解と協力を得て、事業の拡大展開を図る必要を掲げている。

## 7 その他の特記事項

（記載なし）

## 8 まとめ

## ① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

漁業は当県の主たる産業の一つであり、水産資源の保全や育成を担う当財団の存在意義は大きいと考える。このような財団に対して県が出資を行うことは、主要産業の発展に寄与するものであり、問題はないと思われる。

## ② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

計算書類を見る限り、現状における財政状態上の問題はないように思われる。

## （意見）文書管理について

平成22年度から24年度までに、各事業年度において32,048千円の補助金を交付している。

この補助金の金額の算定根拠について関連資料の提出を担当課に行ったところ、関係文書が見当たらず確認することが出来なかった。

文書管理規定に従い、適切な文書管理の徹底を行うことが望まれる。

## 14-4（かごしま PR 課）鹿児島産業貿易株式会社

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	35,000	うち県 7,000 (出資比率 20%、他自治体出資比率-%)	
出資年月日	昭和 61 年	所在地	鹿児島市名山町 1 番 3 号 鹿児島ビル

## 2 事業概要

事業目的	水産物の輸出入及び国内卸業務を行う。
事業内容及び県が出資することの意義	鹿児島県産品の輸出の拡大、地場産業等の育成強化、貿易の振興という観点から、「鹿児島県水産物等輸出推進協議会（会長 水産商工部長）」を設置し推進していた。この結果、当評議会とニューヨーク日本料理店協会との間で、水産物の円滑な輸出の推進と相互の友好親善を目的として「鹿児島県産の水産物、水産加工品等の輸出に関する覚書」が締結された。 当会社は、この事業の実際の輸出業務にあたるために設立されたものであり、第3セクター的な性格をもつ。この会社の一層の対外的信用力を高め、取引量の拡大及び安定的な水産物等の取引による農林水産業の活性化を図るために出資を決定した。

## 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
1 ( 0 )	(省略)	(省略)	4 ( 0 )	(省略)	(省略)

## 4 第三セクター等への関与の状況

上記1に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

## 5 財務状況

## 5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	221,488	159,009	171,814	
負債合計	33,532	4,256	33,009	
(うち有利子負債)	-	-	-	
純資産	187,957	154,753	138,805	
(うち利益剰余金)	152,957	119,753	103,805	

## 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	413,343	205,995	249,364	
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	-	-	-	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	-	-	-	
経常損益	△28,208	△25,880	△15,768	
当期損益	△28,259	△33,203	△15,948	
減価償却前当期利益	△28,259	△33,203	△15,948	

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

平成22年の赤潮発生以降、鮮魚の販路が途絶えた危機的状況となったが、県貿易協会の商談会等に積極的に出店し販路の開拓を行ってきた。  
その結果、平成24年度に香港、シンガポールの東アジアを中心として、オーストラリアやスイスにも販路が拡大し改善傾向にある。ただし、今後も引き続き販路や商品アイテムの拡大を行っていく必要があり、粗利率の向上を図る必要がある。

## 7 その他の特記事項

(記載なし)

## [まとめ]

## ①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当該出資は、いわゆる財政的な支援を目的とする出資ではなく、鹿児島県産品の輸出の拡大、地場産業等の育成強化、貿易の振興という観点から、実際の輸出業務にあたるための政策的な出資であると考えられる。

当社は県貿易協会（県かごしまPR課が事務局）の会員となっており、県主催の海外商談会等に積極的に出展し販路開拓を行ってきている。

水産物の輸出に関しては、HACCPなど処理施設の規制等が多い。HACCPとは食品の中に潜む危害（生物的、化学的あるいは物理的）要因（ハザード）を科学的に分析し、それが除去（あるいは安全な範囲まで低減）できる工程を常時管理し記録する方法である。アメリカ合衆国、EUへの輸出する水産食品、輸出肉に関して該当国内法規によりHACCPの義務があり、輸出する際には厚生労働省（各地の厚生局、地方自治体）による認定または、大日本水産会などの認定団体の認定を受けなければならない。したがって、輸出入に関しては専門的な知識、経験が不可欠であり、一企業が独自で実施することは困難なため同社のような企業は依然として必要と考えられることから、出資の意義に問題ないと思われる。



**②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）**

当法人の作成している計算書類等は公認会計士又は監査法人による会計監査を受けていない。平成24年度末の総資産額171,814千円のうち、現預金が120,233千円と大部分を占めている。

平成22年度の赤潮発生により、平成23年度の売上高は大幅減少となった。このような状況の中、当社は県貿易協会主催の商談会等に積極的に出店した結果、平成24年度は香港、シンガポールの東アジアを中心として、オーストラリアやスイスにも販路が拡大し増収となったことから売上高は改善傾向にあるといえるが、赤字が継続して発生している状況においては、中長期経営計画等を策定して計画的に経営再建を目指す必要があると思われる。自己資本比率も平成24年度末で80%と高いことから、財務状況も問題ないと思われる。

## 14-5（観光課）公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	551,000	うち県	100,000	(出資比率 18.1%、他自治体出資比率 54.4%)
出資年月日	平成7年4月	所在地	鹿児島市中央町10番地 キャンセ7階	

## 2 事業概要

事業目的	鹿児島市と鹿児島県が有する文化的・社会的・経済的特性を生かし、観光客の誘致、コンベンションの誘致などに関する事業を行い、鹿児島市と関係地域における観光とコンベンションの振興を図り、これにより国際相互理解の増進や地域経済の活性化、文化の向上に寄与することを目的としている。
事業内容及び 県が出資する ことの意義	当財団法人が、観光客の誘致及び受入、コンベンションの誘致及び主催者への支援、観光及びコンベンションに関する広報宣伝と情報の発信、観光コンベンションに関する調査・企画・開発、観光コンベンションに関する人材の育成及び啓発、観光及びコンベンション施設の管理運営及びコンベンション誘致やスポーツキャンプへの支援等の活動を行っていることから、県全体への波及効果も大きく、観光行政の推進への貢献の観点からも、県が出資する意義があるものと考えられる。

## 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
29 ( 0 )	(省略)	(省略)	27 ( 0 )	(省略)	(省略)

## 4 第三セクター等への関与の状況

上記1に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

## 5 財務状況

## 5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	623,851	622,565	629,023	
(うち現金預金)	56,466	56,984	35,321	
(うち有形固定資産)	3,428	2,620	3,478	
負債合計	45,726	41,342	43,357	
(うち有利子負債)	-	-	-	
純資産	578,125	581,223	585,665	
(うち利益剰余金)	27,125	30,223	34,665	

(注) 当公益財団は基本財産として満期保有目的の債券を保有している。満期保有目的の債券の内訳、平成24年度末の帳簿価額及び時価の状況は以下の通りである。

(単位：千円)

銘柄	帳簿価額	時価	評価損益	備考
第60回利付長期国債	211,800	234,684	22,883	-
第323回利付長期国債	299,715	308,290	8,575	-
合計	511,516	542,974	31,458	-

## 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	227,768	225,997	229,432	
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	-	-	-	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	181,633	186,009	189,297	平成24年度の具体的内容は鹿児島市からの補助金(100百万円)、負担金(1百万円)及び維新ふるさと館の管理運営受託収入(80百万円)等である。
経常損益	3,044	3,098	4,442	
当期損益	3,044	3,098	4,442	
減価償却前当期利益	3,658	3,906	5,225	

(注) 当財団は平成25年4月1日付で公益財団法人への移行認定の許可を受けている。なお、記載した数値の根拠となる財務諸表は公益法人会計基準に準拠して作成されている。

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

特筆すべき事項なし。

## 7 その他の特記事項

(記載なし)

## 8 まとめ

### ① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当県の経済活動に占める観光事業の割合は大きいものである。当財団が実施している事業は、観光客やコンベンションの誘致や「維新ふるさと館」といった観光施設の管理運営業務であり、県内の観光事業の成長に貢献しているものである。このような事業を行う財団に対して県が出資を行うことは、県の主力産業である観光事業の育成の一環でもあり、問題ないと思われる。

### ② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

計算書類を見る限り、現状における財政状態上の問題はないように思われる。

## 15-1（農業経済課）鹿児島県農業信用基金協会

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	8,088,648	うち県	1,197,990 (出資比率 14.81%)、他自治体 2.03%
出資年月日	昭和 36 年	所在地	鹿児島市鴨池新町 15 (JA 鹿児島県会館)

## 2 事業概要

事業目的	農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「法」という。）に基づき、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについて、その債務を保証することにより、農業者等がその経営を近代化するために必要な資金を其他農業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	<p><b>【事業内容】</b>          会員たる農業者等（その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。）が、指定された資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証業務を行う。鹿児島県農業信用基金協会（以下、「基金協会」という。）の保証基盤強化を図るため出資しており、基金協会はその運用益等で事業運営を行っているが、低金利による運用益減少により平成15年度以降は無担保無保証による債務保証を受けられるしくみとして、基金協会が求償権<sup>1</sup>償却に際し取り崩せる特別準備金<sup>2</sup>の積立に対する補助に変更されている。</p> <p><b>【出資することの意義】</b>          出資することの意義については、現在は補助事業となっているが、農業者が必要とする資金が円滑に活用され、農業経営の改善に資することである。</p>

[参考]平成24年度事業報告書 から一部抜粋

## (1)債務保証の状況

(金額単位：百万円、比率：%)

資金名	区分	債務保証引受額			債務保証残高		
		24年度	23年度	前年対比	24年度	23年度	前年対比
農業近代化資金		1,507	1,092	137.9	10,516	11,457	91.7
農業改良資金		—	—	—	59	77	77.6
就農支援資金		127	60	184.2	560	505	110.8
一般資金	主務大臣指定資金	2,543	2,307	110.2	39,846	43,104	92.4
	その他資金	4,759	1,960	242.7	44,839	45,374	98.8
合計		8,938	5,429	164.6	95,822	100,520	95.3

<sup>1</sup>「求償権」とは、保証人が本人に代わり債務を弁済した際に、保証人が本人に対して持つ債権のこと。求償権とは基金協会が借入者に代わり債務の弁済を行った後、借入者に対して持つ債権のことを指す。また、「求償権残高」とは、基金協会が取得した求償権の残高である。

「保証債務」とは、主たる債務者がその債務を履行しない場合において、他にその債務の責めを負わすことにより主たる債務に対する債権を担保するもの。保証債務とは、基金協会が融資機関との債務保証契約に基づき引受けを行った債務を指す。

<sup>2</sup>「特別準備金」とは、会計命令に基づき、基金協会が農業関係制度資金の融資について、原則として融資対象物件以外の担保や第三者保証人に依存せず、適切な経営改善計画を策定した農業者に対して、確実に機関保証を行う制度の確立を図るために積立てる引当金をいう。

(注)「農業近代化資金」は農畜産物価格の低迷は続いているが、茶・水稻等の施設・機械や家畜購入及び育成費等の資金需要から増加、「主務大臣指定資金」は、農業近代化資金の需要増に伴い同資金の補完資金であるアグリメック資金が伸びたことから増加、生活資金「その他資金」については、民間保証会社との競合激化に対抗した住宅ローンの要綱等見直しを行ったことから増加。

(2) 代位弁済と求償権管理の状況

求償権残高

(金額単位：百万円、比率：%)

資金名		24年度	23年度	前年対比
農業近代化資金		198	187	105.8
農業改良資金		—	—	—
就農支援資金		21	14	145.0
一般 資金	主務大臣指定資金	1,247	1,557	80.0
	その他資金	171	273	62.8
合計		1,638	2,032	80.5

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
12 ( 3 )			13 ( 0 )	(省略)	(省略)

(注) 当法人は会計監査人が設置されている。

12人の役員のうち、県からの出向者・退職者は3人となっている。

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援 (フロー)

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	3,263	4,455	2,037	・農業信用保証制度円滑化対策事業補助金
② 利子補給金	0	0	0	
③ 税の減免額	0	0	0	
④ その他公的支援	0	0	0	
小計	3,263	4,455	2,037	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	0	0	0	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	0	0	0	
小計	0	0	0	
合計	3,263	4,455	2,037	
(参考)委託料	0	0	0	

表の補助金は「鹿児島県農業信用保証制度円滑化対策事業補助金交付要綱」に基づくものであり、県による公的支援は当補助金のみとなっている。

平成24年度は2,037千円であり、23年度に比較して2,418千円の減少という状況となっている。金額的には大きくはない。

## 4-2 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高				
② 貸付金残高				
③ 出資(捐)金残高	1,197,990	1,197,990	1,197,990	・保証基盤強化を図るための出資
④ ②、③以外の債権残高				
⑤ 債務残高				

保証基盤強化を図るための出資金のみではあるが、金額的には約11億9千8百万円と県の出資等の中では6番目に大きい金額となっている。

## 5 財務状況

## 5-1 貸借対照表

当協会の貸借対照表主要項目の推移は次のとおりである。

(単位:千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考(増減等)
総資産	118,058,836	111,466,447	106,859,118	△4,607:保証債務見返△4,333
(うち現金預金)	5,078,899	5,782,576	5,987,254	
(うち有形固定資産)	7,875	8,427	6,437	
(うち投資有価証券)	9,405,960	9,222,050	11,164,044	△1,941
(うち求償権)	2,680,540	2,032,968	1,638,263	△394
負債	109,753,414	102,942,597	98,770,470	△4,472:債務保証△4,333、債務保証損失引当金△144
(うち有利子負債)	3,178,930	3,347,880	3,323,310	
純資産(資本合計)	8,305,422	8,523,850	8,088,648	△435:出資金△771(保証金振替△1,093)

平成24年度末において、事業の性格上、負債に計上されている保証債務が約887億円(負債の約89.8%)を占めており、同額の保証債務見返が資産に計上されている。また、純資産は約81億円(うち出資金約58億円)という状況である。

なお、当協会は農業信用保証保険法第42条第3項の規定に基づく監査が行われており、業務報告書には独立監査人の監査報告書が添付されている。

## 5-2 損益計算書(正味財産計算書)等

(単位:千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(増減等)
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	1,314,236	772,344	1,300,379	+528
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	3,263	4,455	2,037	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	—	—	—	
経常損益	229,776	122,258	335,134	+212
当期損益	234,882	122,777	335,958	
減価償却前当期利益	—	—	—	

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

堅実な経営

## 7 その他の特記事項

(記載なし)

## 8 過年度の包括外部監査等における指摘・意見等

過年度の当監査において問題とされた事項はなかった。

### [まとめ]

#### ①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「法」という。）に基づく事業を実施している協会への出資であるが、農業者が必要とする資金が円滑に活用され、農業経営の改善に資するということであり、現在の事業内容をみても意義についての問題はないものと思われる。

#### ②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

独立監査人の監査報告書が添付されている平成24年度の業務報告書を見る限り、現状における財政状態上の問題はないように思われる。

## 15-2(農産園芸課) 公益社団法人鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	125,360	うち県	30,500 (出資比率 24.3%)、他自治体出資	なし
出資年月日	昭和 38 年 4 月	所在地	鹿児島市鴨池新町 15 番地 (JA 鹿児島県会館)	

・所在地は JA 鹿児島会館内である。

## 2 事業概要

事業目的	野菜及び果実（以下「青果物」という。）の安定的な生産出荷の推進，青果物生産農家の経営の支援，青果物の生産から流通加工及び需要の拡大等を図るための事業等を実施し，地域経済の発展及び国民の消費生活の安定に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済の発展及び国民の消費生活の安定に寄与することを目的に，野菜及び果実（以下「青果物」という。）の安定的な生産出荷の推進，生産農家の経営の安定及び支援，青果物の需要の拡大を図る事業を実施している。</li> <li>・本事業は，国民への安定的な青果物の供給の維持，継続を目的とした事業推進に努め，食料の安定供給体制の構築により国民への利益の増進に寄与することを目的としており，事業の公益性が認められる。</li> </ul>

## 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
19 ( 2 )	61.5	常勤 3,600 非常勤 17	4 ( 0 )	(省略)	(省略)

## 4 会員の状況

平成 24 年度業務報告書における会員の状況は次のとおりである。

区分	24 年度末(団体)	寄託金(万円)	県出資金(万円)	差額(万円)
鹿児島県	1	2,500	3,050	550
農 協	14	1,284		
農 協 連	3	1,252		
中央果実基金	1	5,000		
計	19	10,036		

県の出資金 30,500 千円に対して、表の寄託金が 25,000 千円になっているのは、平成 20 年 4 月に、当協会が(財)鹿児島県野菜資金協会（県の出捐金 5,500 千円）の事業と財産を寄附により受け入れたことによる差額である。

当該 5,500 千円については、昭和 38 年 4 月 18 日付け 3,000 千円、同 43 年 5 月 4 日付け 2,500 千円の「出捐の証」が保管されていた。



## (意見)「出資による権利(内訳)」の記載方法について

(所管課における問題ではないことも考えられるが)「平成24年度決算に関する調書」では出資金30,500千円で記載されているが、差額の5,500千円については出捐金として記載する必要がある。

## 5 第三セクター等への関与の状況

## 5-1 公的支援(フロー)

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	50	57	376	・県単野菜価格差補給事業 326 ・果実計画生産推進事業 52 (注)
② 利子補給金				
③ 税の減免額				
④ その他公的支援				
小計	50	57	376	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額				
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用				
小計	0	0	0	
合計	50	57	376	
(参考)委託料	0	0	0	

(注)平成24年度の財務諸表に対する注記によると、県の補助金は「県単野菜価格差補給事業」で326,241円、「果実計画生産推進事業」で52,707円の計378,948円となっている(平成25年3月の精算で2,493円は返納)。

ふたつの事業に対して県から補助金が交付されているが、金額的には多くない。

## 5-2 補助金の内容

正味財産増減計算書の「受取補助金」の内容は次のとおりである。

(単位:千円)

事業名称	22年度	23年度	24年度	備考
①県単野菜価格差補給事業	—	—	326	
②果実計画生産推進事業	50	57	52	
計	50	57	378	

5年ほど前の平成20年度では「指定野菜価格安定対策事業」として23,330千円、「県単野菜価格安定対策事業」として75,770千円の計99,100千円の補助金が支出されていることに比較すると最近における補助金は著しく減少している。

その理由は、野菜の市場価格が堅調に推移し、補給の基準となる額まで価格が低下しないケースが多く、補給金の交付がなかったためとの説明である。

## 5-3 公的支援（ストック）

上記1に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

## 6 財務状況

## 6-1 貸借対照表

（単位：千円、備考欄の増減は百万円）

項 目	22年度末	23年度末	24年度末	備考（増減等）
総資産	2,108,720	2,032,469	1,981,844	△50
（うち現金預金）	58,697	52,865	47,178	△5
（うち未収金）	48,139	24,806	332	△24：果樹経営支援対策事業 △15、果樹未収益期間支援事業△7 他
（うち基本財産）	125,360	125,360	25,000	△100
（うち特定資産）	1,870,734	1,823,648	1,903,723	+80：寄託引当資産+100、交付準備金引当定期預金△21
（うち有形固定資産）	0	0	0	
負債合計	50,048	23,057	101,105	+78
（うち有利子負債）	0	0	0	
（うち寄託金）	0	0	100,360	+100：出資金から振替
純資産	2,058,672	2,009,412	1,880,738	△128
（うち出資金）	100,360	100,360	0	△100
（うち利益剰余金）	62,578	60,404	52,375	△8

平成24年度において、従来「出資金」勘定で処理されていた会員からの出資金100,360千円（うち県は2,500千円）が、固定負債の「寄託金」へ振り替えられると同時に、資産において従来「基本財産」とされていた同額が「特定資産」に振り替えられている<sup>1</sup>。

平成24年度業務報告書（参考資料（1）預金の明細）によると、各種預金575,901千円、農林債券1,400,000千円が保有されていることから、資産のほとんど（約99.7%）が有価証券と預金で保有されている。

## 6-2 損益計算書（正味財産計算書）等

（単位：千円、備考欄の増減は百万円）

項 目	22年度	23年度末	24年度末	備考（増減等）
総収入（=売上高+営業外収益+特別利益）	152,793	89,336	115,401	+26
（うち県からの補助金、委託料、指定管理料）	50	57	376	+0
（うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料）	0	0	0	
経常損益	10,970	▲2,174	▲8,028	△5
当期損益	10,970	▲2,174	▲8,028	△5
減価償却前当期利益	10,970	▲2,174	▲8,028	△5

<sup>1</sup>これについては、「当協会の従来基本財産の内訳は、①出資金100,360千円、②寄付金25,000千円であったが、平成24年度に公益法人に移行する際、出資金は寄託金として整理するよう県からの指摘を受けて対応した。寄託金（100,360千円）は運用資産として位置づけられていることから、「特定資産」として同額を振り替えた。」との説明であった。

特に問題となるような金額ではないが、この2年間の損失が計上されている。

これについては、金利低下による運用収益の減少の影響であるが、今後は経費節減に努め、損失の額を減らしていきたいとのことであった。

## 7 今後の方向性と課題についての所管課の回答

- |             |
|-------------|
| 1 今後の方向性 存続 |
| 2 課題 特になし   |

## 8 その他の特記事項

(記載なし)
--------

## 9 過年度監査における検討結果

平成21年度の包括外部監査において対象となっているが問題とされた事項はない。

[まとめ]

### ①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当事業は、安定的な青果物の供給の維持、継続を目的とした事業推進に努め、食料の安定供給体制の構築により県民への利益の増進に寄与することを目的としており、県が出資することの意義についての問題はないものと思われる。

### ②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

この2年間については損失が計上されており、解消に向けての対策は必要であろう。ただ、純資産の金額や資産内容を見ても、現状では県の損失負担の可能性は低いと考える。

## 15-3（農産園芸課）公益社団法人鹿児島県茶業会議所

[参考]同法人のホームページより

社団法人鹿児島県茶業会議所は、平成24年3月、(社)県茶市場、(社)県茶取引安定基金協会、県茶業会議所の三団体の業務を引き継ぐ形でスタートしましたが、平成22年から検討を進めてきた取組みが実を結び、平成25年3月1日、公益社団法人へ移行しました。

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	82,000	うち県	15,000 (出資比率 18.3%)、他自治体 0%
出資年月日	昭和 51 年 8 月 昭和 54 年 7 月	10,000 5,000	所在地 鹿児島市南栄 3 丁目 12 番

## 2 事業概要

当法人の事業内容等及び県が出資することの意義は次のとおりである。

事業目的	鹿児島県内において茶の製造、流通、販売に係わるものが、相互に連携をとりながら、茶の流通の拡大と取引の適正化その他の茶業振興に関する事業を行い、もって鹿児島県茶業の活性化と国民生活に必要な茶の円滑な供給に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	<p><b>【事業内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鹿児島県産茶の流通拡大に関する事業</li> <li>2. 茶の卸売市場の開設の事業</li> <li>3. 前号で開設する茶の卸売市場の卸売業者が、その指定買受人と締結する茶売買契約により生じる債権の損失を補償する事業</li> <li>4. 茶業振興に関する事</li> </ol> <p><b>【県が出資することの意義】</b></p> <p>茶市場において卸売業者が販売の委託を受けて行う取引に係る代金の損失補償を行うことにより、県産茶の流通の円滑化を図り、本県茶業者の経営安定に資する。</p>

[参考]平成24年度事業報告から一部抜粋

## 2 かがしま茶流通拡大事業

- (1) 茶業振興対策事業
- (2) かがしま茶ふれあい事業
  - ① 消費者お茶ふれあい事業
  - ② かがしま茶知名度向上対策事業
  - ③ かがしま茶ファンづくり事業
  - ④ かがしま茶求評会開催事業
  - ⑤ かがしま茶ブランド確立事業
  - ⑥ 輸出関連対策事業

## (3) 茶市場運営対策事業

## 3 債権損失補償事業

## 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
26 ( 1 )	59.8	138 (注)	3 ( 0 )	(省略)	(省略)

(注) 理事・監事は無報酬。専務理事のみ報酬 3,600

職員数は3人のみであり、専務理事を除き、26名の無報酬の役員により事業が遂行されている。

#### 4 第三セクター等への関与の状況

##### 4-1 公的支援（フロー）

（単位：千円）

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	0	0	3,500	かごしま茶の銘柄確立・消費拡大に向けたPR戦略の推進。事業費(13,218千円)の3分の1以内を補助。
② 利子補給金				
③ 税の減免額				
④ その他公的支援				
小計	0	0	3,500	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額				
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用				
小計	0	0	0	
合計	0	0	3,500	
(参考)委託料	0	0	0	

平成24年度に上記補助金が交付されているが、他の年度では発生しておらず、業務委託等の実績もない。

##### 4-2 公的支援（ストック）

（単位：千円）

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
② 貸付金残高				
③ 出資(捐)金残高	15,000	15,000	15,000	出資金(注)
④ ②、③以外の債権残高				
⑤ 債務残高				

(注)県からの出資金について、当該法人においては負債として認識され、固定負債の「長期預り金」に計上されている、また、当該預り金の同額が、特定資産「寄託金引当特定資産」(平成24年度に「基本財産」から振替)として保有されている。

#### 5 財務状況

##### 5-1 貸借対照表

（単位：千円、備考欄の増減は百万円）

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考(増減等)
総資産	1,440,201	1,460,006	1,570,879	+110
(うち現金預金)	0	0	82,179	+82
(うち基本財産)	82,000	82,000	0	△82
(うち特定資産)	1,358,201	1,378,006	1,488,164	+110
負債	0	0	159,085	

項 目	22年度末	23年度末	24年度末	備考(増減等)
(うち長期預り金)	0	0	82,000	+82
(うち有利子負債)	0	0	0	
純資産	1,440,201	1,460,006	1,411,793	△48
(うち利益剰余金)	0	0	10,787	+10

県の出資金は「指定正味財産」として受入れ、「基本財産」として保有されていたが、公益社団法人への移行に際して、負債として認識され、固定負債の「長期預り金」に計上されている。また、当該資金は同額が「寄託金引当特定資産」として保有されている。

## 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備考(増減等)
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	1,379,910	27,514	153,414	+125：受取負担金+63、受取寄 付金+19、有価証券売却益+22 他
(うち県からの補助金、委託 料、指定管理料)	0	0	3,500	
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)	0	0	0	
経常損益	△13,821	0	983	
当期損益	△13,821	0	10,787	
減価償却前当期利益	△13,821	0	10,833	

(注)平成22年度の総収入には、経常外収益「基金積立金取崩額」1,358,201千円を含む。

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

存続

## 7 その他の特記事項

( 記載なし )

### [まとめ]

#### ①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

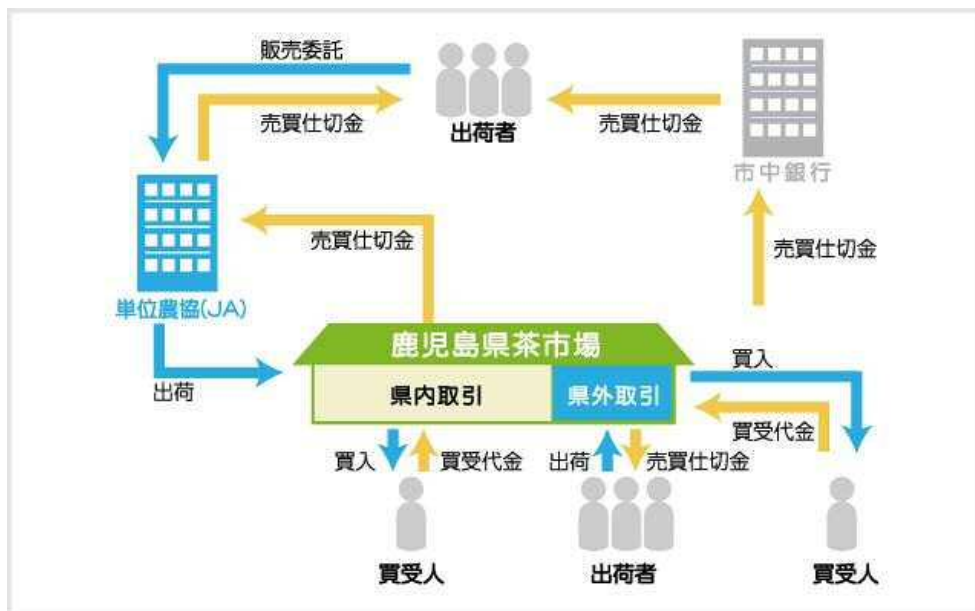
鹿児島県は言うまでもなく静岡県とともにお茶の産地であるが、ブランド化等についてはまだまだ推進する余地が残されているように思われる。

現状の事業規模はそれほど大きくはなく、県の補助額3,500千円と多くはないようであるが、出資する意義についての問題はないものと思われる。

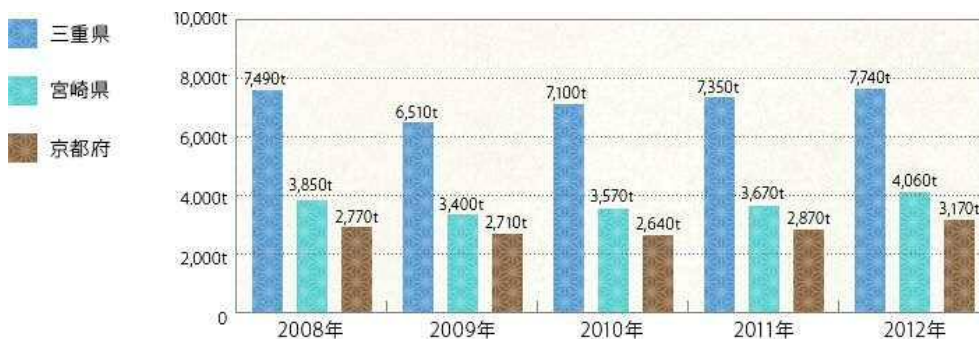
#### ②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

平成22年度からの3年間においては、債権損失補償事業による損失の発生もなく、指定正味財産（債権損失補償準備特定資産と同額）約14億円を有することから、現状での問題はないように思われる。

[参考資料]鹿児島県茶市場のしくみ（当法人ホームページより）



[参考資料]主産県の荒茶生産量推移



出典：農林水産省統計データ

## 15-4（畜産課）鹿児島県家畜商業協同組合

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	25,253	うち県 3,200 (出資比率 12.67%)、他自治体 0%	
出資年月日	平成 11、12 年度	所在地	鹿児島市郡元 3 丁目 3 番 32 号

## 2 事業概要

事業目的	組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上をはかることを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	共同事業として、 <b>肉用牛預託事業</b> を行っており、平成 24 年度は 14 名に肥育素牛 1,480 頭金額 640,985 千円を預託している。

(注) 平成 24 年度は組合創立 50 周年の節目にあたることから、組織の強化と国際的・産地間競争等に対応するための畜産振興をさらに進めるため、記念式典が実施されている。

[参考]平成 24 年度事業報告より抜粋

## 4 組合員数及び出資口数の増減

地区	23 年度末	増 加	減 少	24 年度末
鹿児島	297	1		298
指 宿	187			187
川 辺	180			180
日 置	202			202
川 薩	156		1	155
出 水	198		4	194
伊 佐	79			79
始 良	253	2	6	249
曾 於	507	3	5	505
肝 属	583	2	9	576
熊 毛	140			140
大 島	279	1	1	279
合 計	3,061	9	26	3,044
出資口数(口)	26,886	468	2,101	25,253
出資総額(円)	26,886,000	468,000	2,101,000	25,253,000

平成 24 年度は組合員数が 17 減少している。ちなみに、21 年度末の組合員数は 3,149 であり、これと比較すると 105 の減少（うち、肝属が 48、曾於が 19 の減少）となっている。

一方、出資口数は平成 24 年度に 1,633 口（1,633 千円）減少しているが、23 年度では逆に 1,544 口増加であった。



### 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
16 ( 0 )	(省略)	(省略)	2 ( 0 )	(省略)	(省略)

職員数は2名と規模的には小さく、県の退職者等の雇用もみられない。

### 4 第三セクター等への関与の状況

#### 4-1 公的支援（フロー）

補助金等は発生しておらず、県からの業務委託もない。

#### 4-2 公的支援（ストック）

(単位：千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務 残高				
② 貸付金残高				
③ 出資(捐)金残高	3,200	3,200	3,200	家畜市場の活性化と肉用牛経営の安定化を図るため。肉用牛預託事業借入資金の債務保証基盤を強化するための増資の4分の1を出資。
④ ②、③以外の債権残高				
⑤ 債務残高				

出資金 3,200 千円以外は県からの支援は発生していない。

### 5 財務状況

#### 5-1 貸借対照表

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項 目	22年度末	23年度末	24年度末	備考(増減等)
総資産	1,159,427	1,171,477	1,143,407	△28
(うち現金預金)	58,977	105,799	80,503	
(うち貸付預託牛)	1,027,160	995,990	988,213	組合員15名(2,289頭)
負債	1,000,132	999,802	960,345	△39
(うち有利子負債)	850,000	840,000	810,000	△30
純資産	159,295	171,674	183,062	+11
(うち利益剰余金)	9,680	10,834	13,021	+2

貸付預託牛については平成22年度末の1,027百万円から約39百万円減少し、988百万円となっている。なお、組合員、頭数も減少傾向が見られる。

借入金が810百万円あるが、純資産は平成24年度末183百万円で傾向としては増加している状況となっている。

## 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(増減等)
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	65,303	70,020	74,484	+4
(うち県からの補助金、委託 料、指定管理料)	0	0	0	
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)	0	0	0	
経常損益	△2,031	7,019	11,966	
当期損益	9,680	10,834	13,021	+2
減価償却前当期利益	9,680	10,834	13,021	

平成24年度では事業費のうち約66.5%を借入金利息が占めている。

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

該当なし

## 7 その他の特記事項

( 記載なし )

## [まとめ]

## ①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

共同事業として肉用牛預託事業を行っている団体であり、他県においても全国的に実施されている事業である。組合員も県下全域に及んでおり、肉用牛経営安定対策補完事業に基づく「肉用牛流通促進対策事業」による肥育素牛の預託事業を推進していることから、畜産県である本県における意義についての問題はないように思われる。

## ②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

出資の金額は3,200千円と多額ではなく、計算書類を見る限りにおいては特段の財政状態上の問題はないように思われる。

## 15-5（畜産課）一般社団法人鹿児島県配合飼料価格安定基金協会

(注)当協会は一般社団法人に移行している。

### 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	6,325	うち県	400 (出資比率 6.32%)、他自治体出資	なし
出資年月日	昭和 50 年 9 月	所在地	鹿児島市鴨池 2-5-16	

出資額は 400 千円、出資比率も 6.32%と低い。

### 2 事業概要

事業目的	この法人は、原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失を補てんすること、国、鹿児島県及び関係団体等が行う畜産経営の安定対策等畜産の振興に関する事業等を実施することにより、畜産経営の安定及び畜産の健全な発展を図り、もって畜産物の安定供給と価格安定に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	<p><b>【事業内容】</b>                      配合飼料価格差補てんに関する事業、肉用牛の振興及び肉用牛経営の安定に関する事業、養豚の振興及び養豚経営の安定に関する事業、環境保全型畜産の推進に関する事業等。</p> <p><b>【県が出資することの意義】</b>                      当該法人は、畜産経営の安定対策に関する事業等を実施する公益性の高い団体であり、当該法人への出資等を通じて、県が目指す畜産物の安定供給等の効率的かつ効果的な達成が図られる。</p>

[参考]事業報告による事業内容

- (1) 配合飼料価格差補てん事業 (平成 24 年度価格差補てん金計 2,238,318 千円)
- (2) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業 (平成 24 年度交付計 1,263,744 千円)
- (3) 肉用子牛生産者補給金制度 (平成 24 年度補給金 13,951 千円)
- (4) その他の肉用牛関係補助事業
  - ・肉用牛繁殖経営支援事業：平成 24 年度の発動なし。
- (5) 畜産環境整備リース事業：平成 24 年度は 52 件が借受中、うち 11 件が償還を完了。
- (6) 畜産経営生産性向上支援リース事業 (1/3 補助付きリース事業)：平成 24 年度末現在 15 件が借受中。
- (7) たい肥調整・保管施設リース事業 (1/2 補助付きリース事業)：平成 24 年度末現在 5 件が借受中。
- (8) 畜産環境整備リース事業 (経営リース)：平成 24 年度末現在 5 件が借受中。
- (9) 関係機関・団体等が行う事業への参画

例えば、(1)「配合飼料価格差補てん事業」における平成 24 年度の飼料価格差補てん金の交付については、次のように 24 年度第 2 及び第 3 四半期に、通常補てん金 2,238,318 千円が交付されており、第 4 四半期については、トン当たり 4,300 円の価格差補てん金が交付されることとなっている。取扱い資金量は多額である。

<価格差補てん金交付実績>

(単位：kg、円)

期別	補てん金 対象数量	通常補てん金		異常補てん金		計	
		単価	金額	単価	金額	単価	金額
7～9月	349,800,185	450	157,410,057	0	0	450	157,410,057
10～12月	381,818,133	5,450	2,080,908,797	0	0	5,450	2,080,908,797
計			2,238,318,854		0		2,238,318,854

当該事業における交付を当協会のみで実施しているのではなく、他の団体と分担して業務が遂行されているとの説明であった。

### 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
13 ( 2 )	56.4	2,600	5 ( 1 )	(省略)	(省略)

職員は5人であり、法人規模としては大きくない。

### 4 第三セクター等への関与の状況

#### 4-1 公的支援（フロー）

上記1に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

### 5 財務状況

#### 5-1 貸借対照表

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考(増減等)
総資産	117,279	81,847	66,251	△15
(うち現金預金)	17,271	17,631	16,731	
(うち有形固定資産)	0	0	0	
(うち長期未収金)	76,670	57,750	42,175	△15：畜環リース事業未収
負債合計	101,500	64,541	49,173	
(入会預り金)	6,315	6,315	6,325	※県出資金を含む。
(うち有利子負債)	0	0	0	
純資産	15,779	17,305	17,077	
(うち利益剰余金)	15,779	17,305	17,077	

県からの出資金は固定負債の「入会預り金」で受け入れ、全額が特定資産の「入会預り金引当資産」として保有されている。なお、同資産は定期預金で運用されている。

#### 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(増減等)
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	37,444	34,924	39,819	+4
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	0	0	0	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	0	0	0	
経常損益	△566	1,526	△227	
当期損益	△566	1,526	△227	
減価償却前当期利益	△566	1,526	△227	

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

存続

## 7 その他の特記事項

( 記載なし )

### [まとめ]

#### ①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

畜産に関する政策的な事業を担っている公益性の高い協会であり、事業内容も配合飼料価格差補てんに関する事業、肉用牛の振興及び肉用牛経営の安定に関する事業、養豚の振興及び養豚経営の安定に関する事業、環境保全型畜産の推進に関する事業等が実施されている。職員等は多くはないが、業務におけるシステム化も進んでいるとの説明であった。

全国的に実施されている事業であり、畜産県でもある当県にとっても、出資することについての意義についての問題はないものとする。

#### ②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

年度によっては少額の損失が計上されているが純資産、県の出資割合も低く、現状において県の損失負担の可能性はないものと思われる。

## 15-6（畜産課）南九州畜産興業株式会社

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	490,000	うち県	90,000 (出資比率 18.4%)、他自治体出資 13.3%
出資年月日	昭和 38 年 3 月	所在地	鹿児島県曾於市末吉町二之方 1828

筆頭株主は(独)農畜産業振興機構<sup>1</sup>で 42.9%、次いで鹿児島県の 18.4%。その他の自治体として宮崎県が 6.4%、曾於市が 5.4%の株式を保有している。

## 2 事業概要

事業目的	肉豚、肉牛の主産地である南九州と東京・大阪等の大消費地を直結し、新鮮な豚肉、牛肉の安定的な供給と生産農家の経営安定による所得の向上を目的に設立された、我が国初の産地食肉処理会社である。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛、豚の枝肉、カット肉の製造・販売、内臓その他の副産物の販売</li> <li>・ハム・ソーセージ等の加工品の製造・販売</li> </ul> <p>【出資することの意義】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該企業が行う事業により、輸送コストの低減、生産農家の所得向上、地域の雇用促進が図られる。</li> </ul>

[参考]第 50 期（平成 25 年 3 月期）事業報告書による本社・営業所等

- ・本社(鹿児島県)
- ・広島営業所(広島県)
- ・熊本営業所(熊本県)
- ・名古屋支店(愛知県)
- ・福山営業所(広島県)
- ・大分営業所(大分県)
- ・東京事務所(東京都)
- ・松山営業所(愛媛県)
- ・宮崎営業所(宮崎県)
- ・商事事務所(大阪府)
- ・福岡営業所(福岡県)
- ・始良営業所(鹿児島県)
- ・大阪出張所(大阪府)
- ・北九州営業所(福岡県)
- ・末吉営業所(鹿児島県)

## 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
16 ( 2 )			485 ( 2 )	(省略)	(省略)

県からは役員に 2 名（副知事、出納局長）が就任し、退職者 2 名が職員として採用されている。

<sup>1</sup>独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年十二月四日法律第二百二十六号）

(機構の目的)

**第三条** 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

#### 4 第三セクター等への関与の状況

上記1に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

#### 5 財務状況

##### 5-1 貸借対照表

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考(増減等)
総資産	11,380,467	10,820,525	11,315,260	
負債合計	8,244,645	7,587,982	7,983,712	
(うち有利子負債)	3,258,500	3,039,000	3,519,500	+480
純資産	3,135,821	3,232,543	3,331,547	+99
(うち利益剰余金)	2,645,821	2,742,543	2,841,547	+99

##### 5-2 損益計算書(正味財産計算書)等

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(増減等)
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	47,807,257	44,474,245	47,260,837	+2,786
(うち県からの補助金、委託 料、指定管理料)	0	0	0	
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)	0	0	0	
経常損益	178,352	247,522	121,630	
当期損益	71,643	96,721	99,003	

財務状況において特に懸念されるような状況はみられない。

#### 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

存続

#### 7 その他の特記事項

( 記載なし )

##### [まとめ]

##### ①県が出資することの意義(出資対象事業の適切性)

事業目的に記載のとおり、肉豚、肉牛の主産地である南九州と東京・大阪等の大消費地を直結し、新鮮な豚肉、牛肉の安定的な供給と生産農家の経営安定による所得の向上を目的に設立された、我が国初の産地食肉処理会社であり、株主の状況に記載されている大株主の構成からみても問題はないと思われる。

##### ②事業の継続可能性(現状の財政状態等と将来の損失負担可能性)

計算書類等を見る限り、現状における財政状態上の問題はないように思われる。

## 16-1（都市計画課生活排水対策室）公益財団法人鹿児島県環境検査センター

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	50,000	うち県	5,000 (出資比率 10.0%、他自治体出資比率 29.9%)
出資年月日	平成 13 年 7 月	所在地	鹿児島市宇宿二丁目 9-9

## 2 事業概要

事業目的	浄化槽法 <sup>1</sup> に規定する水質に関する検査及び浄化槽に関連する生活排水の調査分析に関する事業を行い、もって県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。
事業内容及び県が出資することの意義	<p><b>【事業内容】</b> 浄化槽法に基づく使用開始検査及び定期検査の実施、検査に関する啓発活動、市町村への技術的助言</p> <p><b>【県が出資することの意義】</b> 地方自治体の生活排水処理対策と密接な関係にある浄化槽の適正な維持管理のための浄化槽法定検査事業を業界団体から独立して行う法人を設立することにより、業務運営の中立性・透明性を高める。</p>

## 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
14 ( 1 )	60	6,405	56 (1)	(省略)	(省略)

<sup>1</sup>浄化槽法第 57 条（指定検査機関）

第 1 項 都道府県知事は、当該都道府県の区域において第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の水質に関する検査の業務を行う者を指定する。

## 浄化槽法第 7 条（設置後等の水質検査）

第 1 項 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第 2 項 指定検査機関は、前項の水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

## 浄化槽法第 11 条（定期検査）

第 1 項 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第 2 項 指定検査機関は、前項の水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。



## 4 第三セクター等への関与の状況

### 4-1 公的支援（フロー）

(単位:千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	-	-	-	
② 利子補給金	-	-	-	
③ 税の減免額	-	-	-	
④ その他公的支援	-	-	-	
小 計	-	-	-	-
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	-	-	-	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	-	-	-	
小 計	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-
(参考)委託料	1,444	1,291	1,250	浄化槽管理台帳業務委託(浄化槽台帳記載と実態との整合整理作業)

県からは補助金等はなく、浄化槽管理台帳業務（浄化槽台帳の記載と浄化槽の実態を照合し整理する業務）を受託しているが、これに係る受託料が計上されている。

### 4-2 公的支援（ストック）

上記1に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

## 5 財務状況

### 5-1 貸借対照表

当法人の総資産、負債及び純資産の状況は次のとおりである。

(単位:千円 備考欄の増減は百万円)

項 目	22年度末	23年度	24年度	備 考
総資産	483,965	692,952	661,672	△31
(うち現金預金)	142,607	143,111	139,103	△4
(うち有形固定資産)	210,263	412,643	396,941	
負債合計	197,839	405,134	380,544	△24
(うち有利子負債)	70,000	253,280	232,160	△21
純資産	286,127	287,819	281,129	△5
(うち利益剰余金)	236,127	237,819	231,129	

平成23年8月に、浄化槽の整備・維持管理・法定検査により生活排水処理を適切に行うことにより、公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上を図る「拠点施設」となる本事務所が竣工したことに伴い、有形固定資産及び有利子負債が増加している。貸借対照表について内容を検討した結果、県の出資評価に対するマイナス要因は発生していない。

### 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

当法人の総収入、経常損益、当期損益は次のとおりである。

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	530,995	514,547	538,009	+23
(うち県からの補助金、委託料、指定 管理料)	1,444	1,291	1,250	
(うち県以外の自治体からの補助金、 委託料、指定管理料)	11,514	10,455	12,248	
経常損益	44,628	9,359	△6,691	
当期損益	44,586	1,693	△6,691	
減価償却前当期利益	60,519	24,755	21,228	

これまでは、検査から5年経過した未収金について貸倒処理をする年度に、処理する1年度分のみを貸倒引当金として計上してきた。公益法人への移行に伴い、当該未収金の処理を検討してきた結果、未収検査料の内、最終的に回収できないと予測されるものをそのまま資産として計上しておくことは望ましくないということになり、厳しく算定した貸倒率を設定して前年度を含む過去5年間分の貸倒引当金を計上することとなった。これにより、平成24年度の経常利益は△6百万円となったものの、每期安定して収益及び利益を計上している。

正味財産増減計算書の内容を検討した結果、特に県の出資評価に対するマイナス要因は発生していない。

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

方向性：存続

課題：浄化槽法定検査の検査方法及び検査体制の効率化

## 7 その他の特記事項

平成23年度の資産・負債の増大は、法人事務所移転（平成23年8月）によるもの。

## 8 過去の当監査における指摘事項等の対応状況

該当なし。

### [まとめ]

#### ①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

浄化槽法に基づく使用開始検査及び定期検査の実施、検査に関する啓発活動、市町村への技術的助言及び地方自治体の生活排水処理対策と密接な関係にある浄化槽の適正な維持管理のための浄化槽法定検査事業に関して、業務運営の中立性及び透明性を確保するための出資であり、事業内容をみても意義について問題はないと思われる。

#### ②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

計算書類を見る限り、現状では特に財政状態等の問題はないと思われる。

## 16-2（港湾空港課）種子島空港ターミナルビル株式会社

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	350,000	うち県	60,000 (出資比率 17.1%、他自治体出資比率 30.0%)
出資年月日	平成 16 年 1 月	所在地	鹿児島県熊毛郡中種子町増田 2692-64

## 2 事業概要

事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空運送業者、航空旅客及び航空貨物に対する役務の提供</li> <li>貸室業及び航空利用施設の賃貸業</li> <li>郵便切手、収入印紙、薬品、煙草及び酒類の販売</li> <li>食堂、喫茶店、観光土産品店及び娯楽施設の経営 ほか</li> </ul>
事業内容及び県が出資することの意義	<p><b>【事業概要】</b> ビルを利用する航空会社や航空旅客等に、必要な施設、設備及びサービスの提供を行っている。</p> <p><b>【県が出資することの意義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空港ビルは、滑走路や航空保安施設等と有機的に結びついた空港の基幹施設として極めて公共性が高いこと</li> <li>ジェット空港は、大量の旅客等の輸送を可能とし、観光・産業振興の拠点となること</li> <li>ビルの建設に多額の資金を要すること</li> </ul>

## 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員平均年収
8 (0)	(省略)	(省略)	3 (0)	(省略)	(省略)

## 4 第三セクター等への関与の状況

上記1に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

## 5 財務状況

### 5-1 貸借対照表

当社の総資産、負債及び純資産の状況は次のとおりである。

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	405,748	387,293	369,429	△17
負債合計	128,682	117,406	105,575	△12
(うち有利子負債)	116,666	104,999	93,332	△11
純資産	277,066	269,887	263,853	
(うち利益剰余金)	△72,933	△80,112	△86,146	

純資産は年々減少しており、24年度において、出資金額 60,000 千円に対する実質評価額(純資産額に出資比率を乗じた金額)は 45,119 千円(純資産額に出資比率を乗じた金額)で、実質評価額の下落率は 24.8%となっている。

### 5-2 損益計算書(正味財産計算書)等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	49,588	48,198	46,730	
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	-	-	-	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	-	-	-	
経常損益	△7,772	△6,882	△5,736	
当期損益	△8,068	△7,179	△6,033	
減価償却前当期利益	11,553	10,585	9,988	

減価償却費前当期利益はプラスとなっているが、収入は漸減傾向にあり、経常損益及び当期損益はマイナスとなっている。

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

当該空港は、離島住民の生活の足であるとともに、ジェットチャーター便の就航等、観光振興の拠点として不可欠な存在であり、空港利用者に諸サービスを提供する空港ビルは公共性の高い施設であることから空港管理者としての県が出資する意義は依然として大きいと考える。

ただし、引き続き経費の節減、経営の効率化を図っていく必要があると考える。

## 7 その他の特記事項

(記載なし)

## 8 過去の当監査における指摘事項等の対応状況

該当なし。

[まとめ]

①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当社は、空港の基幹施設として極めて公共性が高く、観光・産業振興の拠点となること等鑑みると、出資することの意義について特に問題はないと思われる。

②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

減価償却費の負担が大きいため当期利益はマイナスであり、減価償却計上前当期利益も漸減傾向にある。したがって、「6 今後の方向性と課題についての所管課の回答」に記載のとおり、事業を継続していくためには経費の節減及び経営の効率化により収益性を改善することが必要と思われる。

また、「5 財務状況 5-1 貸借対照表」に記載のとおり、出資金額に対する実質評価額の下落率は24.8%となっており、下落率が30%以上となれば県の貸借対照表上実質評価額で計上する必要があるため、今後とも留意する必要がある。

～（参考）鹿児島県の財務諸表（平成25年12月）より～

I 鹿児島県（普通会計ベース）の貸借対照表

1 作成の目的及び基準（作成に当たっての前提条件）

(1) 作成目的

・・・(中略)・・・

(2) 作成基準（作成に当たっての前提条件）

・・・(中略)・・・

④資産の評価方法

ア 有形固定資産

・・・(中略)・・・

イ 投資及び出資金

・連結対象団体

・・・(中略)・・・

・連結対象団体以外

実質評価額が30%以上低下している場合には、その価額を計上しています。

(注) 下線\_\_\_\_\_は筆者

## 16-3（港湾空港課）奄美空港ターミナルビル株式会社

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	400,000	うち県	80,000 (出資比率 20.0%、他自治体出資比率 23.4%)
出資年月日	昭和 61 年 5 月	所在地	奄美市笠利町大字和の 374- 4

## 2 事業概要

事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空運送事業者、航空旅客及び航空貨物に対する役務の提供</li> <li>貸室業及び航空利用施設の賃貸業</li> <li>郵便切手、収入印紙、薬品、煙草及び酒類の販売</li> <li>食堂、喫茶店、観光土産品店及び娯楽施設の経営 ほか</li> </ul>
事業内容及び県が出資することの意義	<p><b>【事業概要】</b></p> <p>ビルを利用する航空会社や航空旅客等に、必要な施設、設備及びサービスの提供を行っている。</p> <p><b>【県が出資することの意義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空港ビルは、滑走路や航空保安施設等と有機的に結びついた空港の基幹施設として極めて公共性が高いこと</li> <li>ジェット空港は、大量の旅客等の輸送を可能とし、観光・産業振興の拠点となること</li> <li>ビルの建設に多額の資金を要すること</li> </ul>

## 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員 の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員 の平均年収
12 (県退職者 1)	62	1,038	9 (県退職者 1)	(省略)	(省略)

## 4 第三セクター等への関与の状況

上記 1 に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

## 5 財務状況

## 5-1 貸借対照表

当社の総資産、負債及び純資産の状況は次のとおりである。

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項 目	22 年度末	23 年度末	24 年度末	備 考
総資産	1,196,282	1,197,332	1,219,605	+22
負債合計	83,338	60,810	66,865	+6
(うち有利子負債)	-	-	-	
純資産	1,112,943	1,136,521	1,152,739	+16
(うち利益剰余金)	712,943	736,521	752,739	

純資産は増加しており、計算書類を見る限り、県の出資評価に対するマイナス要因は発生していない。

## 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

当社の総収入、経常損益、当期損益は次のとおりである。

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	304,968	302,923	283,305	△19
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	-	-	-	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	-	-	-	
経常損益	47,279	35,081	29,636	△5
当期損益	27,222	23,578	16,217	△7
減価償却前当期利益	82,190	71,925	58,447	△13

毎年利益が計上されており、計算書類を見る限り、県の出資評価に対するマイナス要因は発生していない。

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

当該空港は、東京を始めとする主要都市及び奄美群島における各空港間と定期路線を有し、離島住民にとって移動手段の核となっているほか、観光振興の拠点としても不可欠な存在であり、空港利用者に諸サービスを提供する空港ビルは公共性の高い施設であることから、空港管理者としての県が出資する意義は依然として大きいと考える。ただし、引き続き経費の節減、経営の効率化を図っていく必要があると考える。

## 7 その他の特記事項

(記載なし)

## 8 過去の当監査における指摘事項等の対応状況

該当なし。

### [まとめ]

#### ①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当社は、空港の基幹施設として極めて公共性が高く、観光・産業振興の拠点となること等鑑みると、出資することの意義について特に問題はないと思われる。

#### ②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

計算書類を見る限り、財政状態等の問題はないと思われる。

## 16-4（港湾空港課）徳之島空港ビル株式会社

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	210,000	うち県 28,000 (出資比率 13.3%、他自治体出資比率 42.8%)	
出資年月日	昭和 55 年 3 月	所在地	大島郡天城町浅間 1-1

## 2 事業概要

事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機による運送代理店業</li> <li>・ 観光土産品の販売に関する業務</li> <li>・ 建築物の賃貸業務</li> <li>・ 観光に関する業務 ほか</li> </ul>
事業内容及び県が出資することの意義	<p><b>【事業概要】</b></p> <p>ビルを利用する航空会社や航空旅客等に、必要な施設、設備及びサービスの提供を行っている。</p> <p><b>【県が出資することの意義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港ビルは、滑走路や航空保安施設等と有機的に結びついた空港の基幹施設として極めて公共性が高いこと</li> <li>・ ジェット空港は、大量の旅客等の輸送を可能とし、観光・産業振興の拠点となること</li> <li>・ ビルの建設に多額の資金を要すること</li> </ul>

## 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
9 (0)	(省略)	(省略)	3 (0)	(省略)	(省略)

## 4 第三セクター等への関与の状況

上記 1 に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

## 5 財務状況

## 5-1 貸借対照表

当社の総資産、負債及び純資産の状況は次のとおりである。

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項 目	22 年度末	23 年度末	24 年度末	備 考
総資産	318,011	297,138	309,018	+12
負債合計	114,752	102,191	91,110	△11
(うち有利子負債)	97,000	83,000	69,000	△14
純資産	203,259	194,946	217,907	+23
(うち利益剰余金)	△6,740	△15,053	7,907	



計算書類によれば、23年度まで純資産は減少傾向にあるが、24年度においては純資産が増加し、出資金額28,000千円に対する実質評価額（純資産額に出資比率を乗じた金額）は28,982千円（純資産額に出資比率を乗じた金額）と実質評価額の方が出資金額を上回っている。

## 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

当社の総収入、経常損益、当期損益は次のとおりである。

（単位：千円、備考欄の増減は百万円）

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	63,766	62,295	61,301	
(うち県からの補助金、委託料、指定 管理料)	-	-	-	
(うち県以外の自治体からの補助金、 委託料、指定管理料)	-	-	-	
経常損益	△7,337	△7,774	12,141	+19
当期損益	△7,995	△8,312	22,960	+30
減価償却前当期利益	13,789	13,014	22,960	

23年度までは経常損益及び当期損益は減少傾向にあるが、24年度は減価償却費が計上されておらず、経常利益は黒字となっている。

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

当該空港は、離島住民の生活の足であるとともに、ジェットチャーター便の就航等、観光振興の拠点として不可欠な存在であり、空港利用者に諸サービスを提供する空港ビルは公共性の高い施設であることから、空港管理者としての県が出資する意義は依然として大きいと考える。

ただし、具体的な経営改善計画及び事業計画の策定はなされていないものの、引き続き経費の節減、経営の効率化を図っていく必要があると考える。

## 7 その他の特記事項

(記載なし)

## 8 過去の当監査における指摘事項等の対応状況

該当なし。

### [まとめ]

#### ①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当社は、空港の基幹施設として極めて公共性が高く、観光・産業振興の拠点となること等鑑みると、出資することの意義について特に問題はないと思われる。

#### ②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

24年度は当期損益が黒字で純資産も増加しているが、これは収益性の改善によるもの

ではなく、減価償却費を計上しなかったことが主因となっている。したがって、事業を継続していくためには、上記「6 今後の方向性と課題についての所管課の回答」のとおり、経費の節減及び経営の効率化により収益性を改善することが必要と思われる。

## 17-1（生活安全企画課）公益財団法人鹿児島県防犯協会

## 1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	76,900	うち県	10,000 千円	(出資比率 13.0%、他自治体出資比率 13.4%)
出資年月日	昭和 60 年 8 月	所在地	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号	

## 2 事業概要

事業目的	当法人は、地区防犯団体、職域防犯団体等と連携し、自主的・効果的な防犯活動を推進するとともに、県民の防犯意識の普及高揚に努め、もって犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に寄与することを事業目的としている。
事業内容及び県が出資することの意義	当法人の事業内容は①防犯意識の普及及び高揚並びに犯罪の防止②少年非行の防止及び青少年の健全育成③防犯団体が行う防犯活動に対する協力援助④防犯対策の調査及び研究⑤防犯活動の功労者及び功労団体に対する表彰⑥自転車盗難の防犯対策⑦風俗環境の浄化活動である。

## 3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
21 ( 1 )	68.1	200	5 ( 3 )	(省略)	(省略)

## 4 第三セクター等への関与の状況

上記 1 に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

## 5 財務状況

## 5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22 年度末	23 年度末	24 年度末	備考
総資産	101,530	103,894	102,944	
(うち現金預金)	11,262	12,748	13,004	
(うち有形固定資産)	294	205	88,910	
負債合計	16,513	17,683	16,994	
(うち有利子負債)	-	-	-	
純資産	85,017	86,210	85,949	
(うち利益剰余金)	8,117	9,310	9,049	

(注) 当財団は基本財産として満期保有目的の債権を保有している。満期保有目的の債権の内訳、平成24年度末の帳簿価額及び時価の状況は以下のとおりであり、当該時点において含み損は生じていない。

(単位：千円)

銘柄	帳簿価額	時価	評価損益	備考
国債	16,900	16,925	25	
地方債	30,000	30,830	830	
外国債	10,000	10,042	42	
合計	56,900	57,797	897	

(注) 韓国輸出入銀行ユーロ円建債の格付はA+である。

## 5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	38,049	37,031	40,590	
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	-	-	-	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	8,416	8,489	8,176	
経常損益	△2,630	274	△200	
当期損益	△2,630	1,193	△260	
減価償却前当期利益	△2,502	1,279	△219	

(注) 平成23年度より公益法人会計基準に準拠した会計処理を採用しており、平成24年4月1日の公益財団法人への移行認定を受けている。

## 6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

特に記載すべき事項は無い。

## 7 その他の特記事項

(記載なし)

## 8 まとめ

### ① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当財団が実施している事業は、地区防犯団体や職域防犯団体等と連携し、自主的かつ効果的な防犯活動を推進するとともに、県民の防犯意識の普及と高揚に努めることで、犯罪の無い安全で安心な地域社会の実現に寄与する事業である。このような事業を担う財団に対して、当県が出資することの意義については問題ないと思われる。

### ② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

計算書類を見る限り、現状における財政状態上の問題はないように思われる。

## ■その他の留意事項として

### (意見) 公益法人会計基準に準拠した計算書類の作成について

#### 1 注記事項の記載等について

「公益法人会計基準（平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）」によれば、以下の内容について財務諸表の注記を行うことが求められている。財務諸表に対する注記は、財務諸表本体に関する詳細かつ補足的な情報を提供するものである。

なお、この会計基準は公益法人の財務諸表及び付属明細書の作成の基準であるが、公益財団法人や公益社団法人であれば、その財務諸表を作成するにあたって準拠しなければならないものとなっている。

#### ●公益法人会計基準「第5 財務諸表の注記」

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 継続企業の前提に関する注記
- (2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- (3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (4) 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- (5) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (6) 担保に供している資産
- (7) 固定資産について減価償却累計額を控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (8) 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債券金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (9) 保証債務等の偶発債務
- (10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (11) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
- (12) 基金及び代替基金の増減額及びその残高
- (13) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- (14) 関連当事者との取引の内容
- (15) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引
- (16) 重要な後発事象
- (17) その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

なお、上記事項について該当事項が無い項目についての記載は要しない。

出資等先である公益法人の決算書を閲覧したところ、注記の記載がなされていない法人や、記載はなされているが記載内容に不備や誤りがある事例が見受けられた。

例えば、不要な注記が記載されている事例、「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」の注記において、評価損益金額の記載を誤っている事例 など

#### 2 財産目録の記載方法について

公益財団法人及び公益社団法人においては財産目録を作成することが求められている。財産目録は、事業年度末における貸借対照表に記載された各資産及び負債の内容について詳細を明らかにするものであり、会計基準において記載すべき内容が定められている。

●公益法人会計基準「第7 財産目録」

1 財産目録の内容

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

公益財団法人の決算書を査閲したところ、財産目録の記載内容の不備や誤った記載内容の事例が存在した。

例えば、有価証券について財産目録の「場所・物量等」に、証券会社の名称が記載してある など。

監督する立場にある県としては、報告がなされた決算書類が公益法人会計基準に照らして不備や誤っている場合には適切な内容に修正を促すことが適当と思われる。

(意見) 資産運用管理規程の整備について

公益財団法人では、県から受入れた出資等を基本財産に充当している場合が多い。

基本財産として国債等の有価証券を保有している公益財団法人のうち無作為で抽出した法人に対し、基本財産としての有価証券を購入する際に法人独自に設定した内部規程が存在するかどうかについて質問を行った結果、例えば、公益財団法人鹿児島県文化振興財団（以下、「同財団」という。）や公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会においては独自に内部規定を設けた上で運用を行っていた。

基本財産は価値の毀損が生じる恐れのないものでなければならず、有価証券に投資を行う場合には慎重な対応が必要となる。同財団においては、その価値が毀損することが無いように下のような独自の資産運用管理規定を定めている。具体的には「運用の基本方針」で方針を詳細に明らかにし、「運用金融商品」として対象を定め、「金融商品の選定条件」で投資案件の安全性を明確にし、「運用責任者」と「運用の内部検討会議」を定めることで投資行動に関する内部統制を構築している。

着目すべきは「金融商品の選定条件」にて具体的な格付機関を定めた上で、これらの2社以上の格付会社がA以上の格付を行っているもののみを投資対象として取り扱うことで投資活動の安全性を事前に担保している点と、「運用責任者」を明確にしながらも、「運用の内部検討会議」にて運用計画の検討を行い、さらには「運用手続き」を詳細に定めることで計画的な運用活動の実行に相互牽制機能を付与している点である。

他の公益財団等においても、同財団が定めているような資産運用管理規程を設けることが望ましいと考える。また、県が出資をしている公益財団法人等にて「資産運用管理規程」の整備と運用体制が確保されれば、出資等を行っている県としても出資財産の保全に繋がるものとする。

[参考例] 公益財団法人鹿児島県文化振興財団の資産運用規定（抜粋）

～ 省略 ～

(運用の基本方針)

第3条 基本財産は元本が確実に保証されかつ有利な方法により運用を行うものとする。

2 基本財産の運用に当たっては、安全性（信用性）、収益性（有利性）、市場性（換金性）等に十分留意し、金融商品の分散運用を図るものとする。

～ 省略 ～

4 安全性に疑問のある金融機関については、原則として新たな金融商品の購入・預け入れを行わないものとする。

- 5 預け入れ等先の金融機関や発行体の安全性に疑問がある場合は、運用中の金融商品であっても、解約するものとする。  
 (運用金融商品)
- 第4条 運用の対象とする金融商品は、次のとおりとする。
- (1) 郵便貯金
  - (2) 金融機関の普通預金又は定期預金
  - (3) 金銭信託、貸付信託
  - (4) 日本国債、政府保証債、鹿児島県債
  - (5) 金融債、財投機関債、公社債投資信託（転換社債を含む）
- 2 理事長は特に必要と認めた場合は、前項に規定する運用対象以外の金融商品による運用を検討することができるものとする。  
 (金融商品の選定条件)
- 第5条 第4条第1項に定める金融商品を選定するに当たっては、元本が確実に保証される金融商品を選定しなければならない。
- 2 第4条第1項に掲げるものにあたっては、日本及び外国の格付け機関のうち、2社以上がA以上と覺付けていることを要件とする。なお、第4条第2項により運用する場合にあっても同様とする。
- 3 前項に規定する格付け機関は、次のとおりとする。
- (1) 日本の格付け機関
    - ア 格付投資情報センター (R&I)
    - イ 日本格付研究所 (JCR)
  - (2) 外国の格付け機関
    - ア Standard & Poor's
    - イ Moody's
- (運用責任者)
- 第6条 理事長は、資産の適正かつ有利な運用を図るため、事務局長を運用責任者として任命する。  
 (運用の内部検討会議)
- 第7条 運用責任者は、運用計画案を検討するため、運用の内部検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、年1回以上開催する。
- 2 検討会議の構成は事務局長、事務局次長、企画事業課長、総務係長とする。  
 (運用手続き)
- 第8条 運用責任者は、検討会議の協議を経た運用計画案により運用しようとする場合は、現金預金（解約）処理伺（様式第1号）によりあらかじめ理事長の決済を受けなければならない。
- 2 運用期間中に第5条に規定する格付に変動が生じた場合は、理事長と協議のうえ適切に対応するものとする。
- 3 金融商品を取得及び満期償還若しくは期中売却したときは、保有資産管理台帳（様式第2号）に確定事項を速やかに記載する。
- 4 取得した金融商品に利息が支払われた場合は、利息計算書（様式第3号）に記載する。  
 ～ 省略 ～

[巻末資料]

1 第三セクター等の抜本的改革の概要（総務省資料より）

**第三セクター等の抜本的改革の経緯**

**趣旨・背景**

第三セクター等の経営悪化や、地方公共団体財政健全化法の全面施行（平成21年度以降）により第三セクター等に係る債務等が健全化指標で捕捉されるようになったことを踏まえ、第三セクター、地方公社及び公営企業（第三セクター等）の抜本的改革について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められた。

○ 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」（平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知）等により、平成21年度から25年度までの間に、「第三セクター等改革推進債」も活用した第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革への集中的かつ積極的な取組を要請。

**第三セクター・地方公社の抜本改革**

平成21年度から25年度までの間に、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うことを要請。（「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」平成21年6月総務省自治財政局長通知）

＜主要内容＞

- 現在第三セクター等が行う事業の意義（公益性）、採算性、事業手法等の検討
- 情報開示の徹底による責任の明確化等
- 存続する第三セクター等の指導監督等（公的支援の限定（特に損失補償は行うべきではない）、資金調達はプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とするべき等）

**公営企業の抜本改革**

第三セクター・地方公社と同様、平成21年度から25年度までの間に、第三セクター等改革推進債の活用も念頭に、抜本的改革の推進を集中的に行うことを要請。（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」平成21年7月総務省自治財政局公営企業課長通知）

○ 平成21年3月、「経済財政改革の基本方針2008」等を踏まえ、第三セクター等の整理又は再生を円滑に実施することができるよう、**地方財政法の一部改正**により「第三セクター等改革推進債」を創設（平成21年度から25年度までの間の特例措置）。

**第三セクター等の抜本的改革の概要** 資料1

**第三セクター・地方公社**

事業の意義（行政目的との一致度）・採算性を踏まえて抜本的改革を検討

「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（H21.6.23付け自治財政局長通知）

**経営改革**

経営責任の明確化や運営の改善等を行った上で経営継続  
 ⇨ 地方公共団体は損失補償等を行うべきではない

**事業の再生等**

債務調整や経営体制変更等を行った上で経営継続（三セク債の活用が可能な場合も）

**民営化・民間売却等**

完全民営化・民間売却・上下分離方式での運営等（三セク債の活用が可能な場合も）

**事業の清算**

事業を完全に終了させる形での廃止・解散・破産等（原則として三セク債の活用可）

**公営企業**

事業の意義（必要性等）・採算性を踏まえて抜本的改革を検討

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（H21.7.8付け公営企業課長通知）

**経営改革**

経営健全化の取組を進めながら経営継続

**民営化等を行った上での事業の継続**

民営化、民間譲渡・委託、独立行政法人化、PFI、指定管理者等（三セク債の活用が可能な場合も）

**廃止（事業の終了）**

事業を終了させ公営企業会計を廃止（原則として三セク債の活用可）



## 2 普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲

総行第232号  
平成23年12月26日

各都道府県知事殿  
各都道府県議会議長殿

総務大臣

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第410号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第169号）は、平成23年12月26日に公布され、同日施行されました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

### 記

#### 第1 普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲に関する事項

普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲の拡大（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第152条関係）

- (1) 長の調査権の対象となる法人等として、地方公共団体の条例で、当該地方公共団体が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人等を追加することができることとされたこと。
- (2) 今回の改正は、予算執行の適正化等を図る観点から、公金をもって資本金等の4分の1以上2分の1未満という高い割合の出資等をしている法人等のうち必要性があると判断したものについて長の調査権の対象とするものであるので、条例の制定にあたっては当該法人等の事業内容、出資経緯、出資目的等を個別に検討し判断されたいこと。
- (3) 上記(1)の条例を制定することに伴い、法第243条の3第2項の規定に基づき長が経営状況に関する書類の作成及び議会への提出を行う法人等も連動して追加されることとなること

(以下、省略)

#### 2-2 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例

平成24年10月12日 条例第46号

予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

##### 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

**(政令第 152 条第 1 項第 3 号の条例で定める法人)**

第 2 条 政令第 152 条第 1 項第 3 号の条例で定める法人は、県又は県及び 1 若しくは 2 以上の同項第 2 号に掲げる法人(同条第 2 項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

**(政令第 152 条第 4 項第 2 号の条例で定める法人)**

第 3 条 政令第 152 条第 4 項第 2 号の条例で定める法人は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 に相当する額以上 2 分の 1 に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 2 条及び第 3 条の規定は、これらの規定に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のこの条例の施行の日前の直前に終了した事業年度(以下「直近の事業年度」という。)以後の事業年度に係る地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定による政令第 173 条第 1 項に規定する書類(直近の事業年度に係るものについては、決算に関するものに限る。)の作成及び議会への提出について適用する。

**2-3 地方自治法(抄)**

**(予算の執行に関する長の調査権等)**

- 第 221 条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者(補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。
  - 3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

**(財政状況の公表等)**

- 第 243 条の 3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年 2 回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

- 3 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

## 2-4 地方自治法施行令(抄)

(普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)

第 152 条 地方自治法第 221 条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- (1) 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
- (2) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
- (3) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの
- 2 当該普通地方公共団体及び 1 又は 2 以上の前項第 2 号に掲げる法人(この項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、同号に掲げる法人とみなす。
- 3 当該普通地方公共団体及び 1 又は 2 以上の第 1 項第 2 号に掲げる法人(前項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、第 1 項第 3 号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とみなす。
- 4 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。
  - (1) 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
  - (2) 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 に相当する額以上 2 分の 1 に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

(法人の経営状況等を説明する書類)

第 173 条 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項 に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

- 2 地方自治法第 243 条の 3 第 3 項 に規定する政令で定める書類は、信託契約で定める計算期ごとの事業の計画及び実績に関する書類とする。

**[通知]**「決算に関する書類」とは、当該法人の貸借対照表、損益計算書、事業の実施報告書等に相当する書類とし、「事業の計画に関する書類」とは、当該法人の事業計画、予算等に相当する書類をいうものである。(昭和 38.5.24)

## 3 出捐金の取扱い

総務省「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」平成25年11月27日配布資料 資料4-3(補足) **事務局作成資料** を参考に作成

### 24-1 出捐金の取扱い

#### ○「中間とりまとめ」における記述

・特になし

#### ○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

・特になし

※「基準モデル」及び「総務省方式改訂モデル」に関する Q & A

(出えん金)

### 問22 出えん金は資産計上するのか。

答1 「新地方公会計制度研究会報告書」第43段落にあるように、資産は会計主体の目的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うことから、出えん金は資産計上する。

- 2 なお、出えん金は、通常出資の場合に認められる議決権等が保証されていなく、寄附金に近い性格でもあることから、基準モデルの貸借対照表上「出資金」ではなく、「その他の投資」に計上する。
- 3 また、総務省方式改訂モデルにおける出えん金の扱いは、同じく資産計上し、「投資及び出資金」に計上する。当該金額は、決算統計30表16行(11)列が該当し、出資・出えん先は公益法人であるか営利法人であるかを問わない。

○課題・論点

- ・現行どおり資産計上とするか。

○論点整理の考え方

- ・出捐金は、地方自治法第238条第1項第7号の「出資による権利」に該当し、公有財産とされており、新地方公会計モデルでは、資産として計上されている。
- ・出捐金は、公有財産として地方自治法施行令第166条第2項に規定する「財産に関する調書」において「出資による権利」として計上を要すること、地方自治法第221条第3項（予算の執行に関する長の調査権等）に規定する出資に該当することとして整理されていることを踏まえ、新地方公会計モデルと同様に資産として計上することとする。

○基準の方向性

- ・出捐金は、地方自治法第238条第1項第7号の「出資による権利」に該当する公有財産であり、資産として計上する。

○留意点

- ・特になし。

#### 4 「一般会計」と「普通会計」の違い（群馬県ホームページ 財政用語の解説から抜粋）

一般会計とは、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計です。

これに対し、特定の事業を行ったり特定の歳入を特定の歳出に充てるため、経理を独立して設けられるものを特別会計といいます。これを除いたすべての経費は、一般会計で経理されます。

（特別会計の例）母子寡婦福祉資金貸付金、用地先行取得など

これに対し、普通会計とは、地方財政統計上、統一的に用いられる仮想（バーチャル）会計です。

地方公共団体の財政の規模は、個々の団体によって、設置される特別会計も違えば一般会計が網羅する範囲も違うため、単純な合算比較ができないので、普通会計という各地方公共団体共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各地方公共団体間の財政比較が可能となるようにしてあります。

より専門的には普通会計の数値は、次のように算出されます。

●一般会計

- (1) 特別会計の合算（公営企業会計（病院・水道・下水道等）、収益事業会計（競馬・競輪・宝くじ等）事業会計（農業共済等）を除く）
- (2) 一般会計・各特別会計間、特別会計相互間の繰入れ、繰出しの重複部分を控除
- (3) 地方消費税の清算（地方消費税のうち他県への清算支出分を歳入・歳出から控除）(1)から(3)を経て、普通会計の数値が算出されます。

#### 5 投資及び出資金の評価（鹿児島県平成24年度財務諸表I1④より抜粋）

##### イ 投資及び出資金

・連結対象団体

投資先等の純資産残高に県の出資割合を乗じて実質価額を算出した上で、実質価額が30%以上低下している場合に、その差額を投資損失引当金として計上しています。

・連結対象団体以外

実質価額が30%以上低下している場合には、その価額を計上しています。

6 新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引(改訂版)【総論編(共通事項)】  
総務省自治財政局財務調査課平成21年4月(平成23年3月改訂)

(5) 第3セクター等

- ①第3セクター等の業務運営に対しては、法律の規定に基づき出資者、出えん者の立場から地方公共団体の関与が及ぶほか、地方自治法の規定により出資金等の25%以上を出資している第3セクター等については監査委員による監査の対象となり(地方自治法199条及び同法施行令140条の7)、50%以上を出資している第3セクターには、予算の執行に関する長の調査権等が及ぶとともに、議会に対する経営状況の提出義務が課せられます(同法221条3項、243条の3第2項及び同法施行令152条1項)。⇒ **範囲の改正有**
- ②出資比率が50%以上の第3セクター等については、地方公共団体の関与及び財政支援の下で、実質的に主導的な立場を確保しているといえるため連結対象とします。
- ③出資比率が25%以上50%未満の場合であっても、役員の派遣、財政支援等の実態から、その第3セクター等の業務運営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合には、連結の対象とします。
- ④なお、出資比率が25%未満の場合であっても、それだけで一律に連結対象外とはせず、出資や損失補償等の財政支援の状況を総合的に勘案し、実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合には、連結の対象とします。
- ⑤地方公共団体財政健全化法では将来負担比率の算定にあたり、出資比率にかかわらず第3セクター等に対する損失補償額の一定割合を将来負担額としています。ただし、損失補償契約の存在が例外なく実質的に主導的な立場を確保しているとは限らないため一律に連結対象とはしませんが、損失補償等により実質的に主導的な立場を確保しているか否かを十分に検討し、確保されていると判断される場合には、出資比率が25%未満であっても連結の対象とします。
- ⑥第3セクター等の経営に実質的に主導的な立場を確保しているかどうかは、企業会計における「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(いわゆる財務諸表等規則)」第8条第4項など、企業会計における支配力基準を参考に、個々の第3セクター等の実態に即して各地方公共団体において判断することとします。具体的には、以下のようなケースが連結対象に含めるべき第3セクター等にあたる考えられます。
- ⑦なお、財団法人等に関する出資割合は、監査委員の職務権限を定めた地方自治法199条及び同法施行令140条の7、予算の執行に関する長の調査権を定めた同法221条3項及び同法施行令152条1項に基づき、監査の対象あるいは調査の対象を判断する際の出資割合として各地方公共団体において整理している割合を用いることとします。

(連結対象に含めるべき第3セクター等にあたるケース)

- 1 第3セクター等の資金調達額の総額の過半(50%超)を設立団体からの貸付額が占めている場合(資金調達額は設立団体及び金融機関等からの借入れなど貸借対照表の負債部に計上されているものとする。設立団体からの貸付額には損失補償等を含むこととするが、補助金、委託料等は含まないものとする。)

- 2 第3セクター等の意思決定機関（取締役会、理事会等）の構成員の過半数を行政からの派遣職員が占める場合、あるいは構成員の決定に重要な影響力を有している場合
- 3 第3セクター等への補助金等が、当該第3セクター等の収益の大部分を占める場合（人件費の相当程度を補助するなど重要な補助金を交付している場合）
- 4 第3セクター等との間に重要な委託契約（当該第3セクターの業務の大部分を占め場合など）が存在する場合
- 5 業務運営に関与しない出資者や出えん者の存在により、実質的には当該地方公共団体の意思決定にしたがって業務運営が行われている場合

## 7 新地方公会計制度実務研究会報告書 平成19年10月総務省

### 第3部 総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領

#### 5. 第三セクター等

476. 地方公共団体の出資比率が50%以上の法人はすべて連結対象とする。
477. 地方公共団体の出資比率が25%以上50%未満の法人については、役員のパ遣、財政支援等の実態から、地方公共団体が当該法人の業務運営に実質的主導的な立場を確保していると認められる場合には、連結対象とする。
478. 地方公共団体及び一又は二以上の連結対象となる法人が合わせて資本金、基本金等の50%以上を出資している法人についても、連結対象とする。
479. 地方公共団体及び一又は二以上の連結対象となる法人が合わせて資本金、基本金等の25%以上50%未満の法人を出資している法人については、役員のパ遣、財政支援等の実態から、地方公共団体もしくは連結対象となる法人が当該法人の業務運営に実質的主導的な立場を確保していると認められる場合には、連結対象とする。
480. これら判断の基礎となる出資金・出捐金等は、普通会計もしくは第三セクター等の貸借対照表において投資及び出資金として計上されていなければならないことに留意する。
481. 株式会社、財団法人のほか、社会福祉協議会などの社会福祉法人や社団法人等も含まれることに留意する。

#### 6. 共同設立の地方独立行政法人・地方三公社

482. 複数の地方公共団体が共同して設立する地方独立行政法人・地方三公社については、出資割合や財政支出等の状況等から、業務運営に主導的な立場を確保している地方公共団体の連結対象とし、その他の地方公共団体においては連結対象としないものとする。
483. ただし、業務運営に主導的な立場を確保している地方公共団体が特定できない場合は、設立主体である各地方公共団体が、出資比率に応じて比例連結を行うものとする。

## 8 「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関するQ & A

平成19年12月（平成23年3月改訂）総務省自治財政局財務調査課

問4-2連結の範囲は、地方独立行政法人、地方三公社、一部事務組合・広域連合、第三セクター等とされているが、公の施設の指定管理者であれば連結の対象となるのか。

答

- 1 「新地方公会計制度研究会報告書」第255段落では、連結対象となる法人について「地方公共団体の関与及び財政支援の下で、当該団体の事務事業と密接な関連を有する業務を行っている地方独立行政法人、一部事務組合・広域連合、地方三公社（土地開発公社、住宅供給公社、3地方道路公社）、及び第三セクター（商法・民法法人）等」としている。

このうち、第三セクター等については、地方公共団体からの出資比率50%以上の場合は連結の対象とし、出資比率25%以上50%未満の場合は、当該出資団体からの役員のパ遣、財政支援等の実態から、

当該出資団体がその業務運営を実質的に支配していると認められる場合に連結の対象とすることとしている。

- 2 指定管理者は公の施設の管理を行う点において、管理を行わせる地方公共団体の事務事業と関連を有するものの、その業務内容や指定の期間等は条例により定められることから、指定管理者であることのみをもって連結対象とすることは適当ではなく、あくまでも第三セクター等に関する基準に基づき判断することになる。

## 9 監査実績

執 務 場 所	執 務 内 容	延日数 (日)
本庁外部監査人室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査テーマの選定</li> <li>・監査計画の立案</li> <li>・監査手続の実施 資料作成依頼、資料等の内容検討、質問 他</li> <li>・報告書の作成</li> </ul>	199
(公財)鹿児島県文化振興財団	・監査手続の実施	1
(公財)鹿児島県環境整備公社	諸資料の閲覧、内容検討、 質問 他	2
鹿児島県道路公社 (注)	・(公財)鹿児島県環境整備公社 の現場視察	2
(公財)鹿児島県地域振興公社		1
計		205

(注)当公社往査時に、(公財)鹿児島県建設技術センター及び鹿児島県土地開発公社の状況を聴取

## 10 監査報酬

1,500万円 (上限)

(注)巻末資料中の下線及び太字は、便宜的に筆者が付したものである。

包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見

包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見



## 1 出資等の全体情報の開示について

全体をまず明確にすることが、出資等団体の状況検討の出発点となる。

その意味では、県が公表している新地方公会計制度による「財務諸表」等是有用である。各部署からのデータを集計しているため、必ずその明細又は作成資料がある。「決算に関する調書」においては「出資による権利（内訳）」が作成されているが、ここには株式会社に対する投資等は含まれていない。

県の平成 24 年度末（25 年 3 月末現在）の出資等すべてをまとめたものが第 2 編第 1 章の「表 鹿児島県の投資及び出資金」である。

現状では「投資及び出資金」の明細まではホームページ上での公表はないが、出資等の適否や出資方針等を理解する上でも有用と思われるので今後の公表が待たれるところである。

情報開示は出資等の整理・統合、責任の明確化等に貢献すると考える。

## 2 第三セクター等の改革推進について

第三セクター等の改革については、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）、「第三セクター等の改革について」（平成 20 年 6 月 30 日付け総務省自治財政局長通知）、「債務調整等に関する調査研究会」報告書等を踏まえ、地方公共団体が「地方公共団体の財政健全化に関する法律」の全面施行から 5 年間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、平成 21 年度から平成 25 年度までの間の時限措置として第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会等の手続を経て地方債の対象とすることができることとする特例措置（第三セクター等改革推進債）の創設を盛り込んだ「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 10 号）が施行されている。

また、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」、「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」（平成 21 年 6 月 23 日）などにより、各地方自治体において第三セクターの抜本的改革が進められているところであるが、**[巻末資料]**の総務省の資料をみても「抜本的」と思える内容がうかがえる。

当年度の監査を進めている過程であった平成 25 年 7 月 2 日に「**第三セクター等のあり方に関する研究会**」が発足し、同年 7 月 5 日に第 1 回研究会が開催され平成 26 年 2 月 6 日の第 6 回までの議事次第・資料等が総務省のホームページでも公表されているところであるが、当研究会の背景と目的は次のとおりとなっている。

### 「背景・目的

第三セクター等は、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。このため、総務省は、平成 21 年度から平成 25 年度までの間に第三セクター等の抜本的改革を集中的に推進しているところである。

平成 25 年度をもって抜本的改革を集中的に推進する期間が終了すること等を踏まえて、「第三セクター等のあり方に関する研究会」を設置し、平成 26 年度以降の第三セクター等のあり方について、関係者の意見を伺いながら検討を行うこととする。」ということである。

平成 25 年 9 月 17 日には「**第三セクター等のあり方に関する研究会 中間まとめ 第三セクター等の抜本的改革の評価と今後の課題等について**」が公表されている。

第三セクター等の抜本的改革の評価・分析においては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面的施行等を契機として、総務省が平成 21 年度より推進している第三セクター等の抜本的改革は、平成 25 年 9 月現在において、全国的には相当程度の進捗が見ら

れる。(中略)

一方で、第三セクター等に対して行う損失補償・債務保証や貸付金等が、未だに相当の規模にのぼる地方公共団体も依然として存在している。～」としている。

鹿児島県においてもいわゆる三セク債<sup>1</sup>を利用して「土地開発公社」(第2編第2章7-1参照)が平成25年度中に清算終了していることは当監査報告書中にも記載したところではあるが、その他の債務保証や損失補償等を行っている団体については、どのように考え、どのような方針で見直し等を進めているのかが明確で具体的な姿をもって示されていないように思われる。

なお、県のホームページを検索すると「集中改革プランにおける第三セクターの見直しの取組事例」として、県下の市及び町の実施予定(目標)時期が平成18年から21年についての事例が公表されているが、肝心の県の取り組みは掲載されていない。他に、「公社等外郭団体見直し方針」が公表されているが、平成17年3月時点のものであり、9年を経過しようとしている現在においても情報が更新されていないのは見直し推進において主導的な役割を持つ立場を前提にすると、対応が十分とは言えないのではないかとと思われる。

例えば、従来から将来の損失負担等において取り上げられることの多い債務保証先である鹿児島県住宅供給公社<sup>2</sup>や損失補償先である(公社)鹿児島県森林整備公社<sup>3</sup>などは県民の関心も高い団体であると思われることから、県の取組方針や今後の対応策等についても適時の情報開示が求められると考える。

### 3 県が出資等を行っている意義について

今回の監査の主目的のひとつは、前述のように県出資等先の全体を明らかにし、その状況を確認することであり、出資等が行われた時から時間の経過に伴い、また、県を取り巻く経済環境や県民の生活習慣の変化により、現状ではその事業意義が薄れているのではないかを再確認することにあつた。

所管課からの多くの回答において記載があるように、公的・公益的な事業を実施したり、公益性のある団体ということから、県が出資等を行うことについては一応の意義はある(意義については問題ない)と思われる団体がほとんどであった。なかなか公共性・公益性がない、すなわち県が出資する意義はないとまで結論づけるのは難しいとの判断であった。

<sup>1</sup>第三セクター等の抜本的改革を行うための手段として、地方財政法の改正により時限的に措置された特例措置である第三セクター等改革推進債(地方財政法附則第33条の5の7)

<sup>2</sup>鹿児島県住宅供給公社については、県ホームページでも「県住宅供給公社の経営健全化について県の考え方をお知らせします」(更新日2012年2月24日)が掲載されている。更新日は2012年2月となっているが、例えば、「県の支援内容(平成18年度県当初予算時)」、「平成18年度の支援で公社の金利負担はどれくらい軽減されるの?」など情報が古いし、「～平成38年度までには全ての分譲資産の売却を完了して～」、「～できるだけ計画の前倒しが図れるよう、徹底して販売促進に努めていきます。」との記載もあるので、達成状況等を定期的に更新して開示する必要があると考える。

なお、平成24年11月に解散した鹿児島市住宅供給公社が造成し、鹿児島市が引き継いだ「星ヶ峯みなみ台」では「定期借地権制度」により契約手続き中も含め75区画で賃貸契約が結ばれたとの新聞報道(平成26年3月9日南日本新聞を参考)もあるが、県の対策は従来のまま全く変更がないのか、どのように変わったのか等についても情報開示が望まれる。

<sup>3</sup>林業公社については、全国的にその経営環境が悪化していることから、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」における報告もある。

県出資等の多くを占める公益社団法人や公益財団法人は名称にもあるように設立当初から「公益」的な事業を実施している団体であり、実施事業に公益性が認められる限りにおいては、それらの団体に対する出資等にも公益性という理由が認められることになる。

考えてみれば、まわりで実施されている民間事業者の実施事業においても、営利法人の事業でありながらも、比重こそ異なると思われるが、公益的側面も併せて持っているように思われる。民間の事業においても公益に反する事業はそもそも認められていない。

また、県内のすべての公益法人に県が出資等を行っているわけではないから、出資等を行っている団体とそうでない団体にはそれを画する何らかの要因があると思われる。

単に補助金や助成金を交付している団体に比較して、県が実施すべき事業により密接に関係しており、出資等といういわゆる民間でいう資本関係を持つことにより、団体の実施している事業そのものに県が関与して行くという意思表示かも知れないし、また、継続的にその団体の動静を監視していくという意味も持っているのかも知れない。

事業の目的と内容がどの程度「公共性」・「公益性」を持つのか、「非営利」か「営利」かという重要な違いは無視するわけにはいかないが、なぜその団体に出資等を行わなければいけないかについて、明確な指針として整理しておく時期ではないかと考える。

### 3-2 事業をどの機関等で行うかについて

必要な事業を実施する場合、どのような方針・方法を採用して事業目的を達成するかは地域の特性等もあることから必ずしも同じとは限らないが、事業をどの機関・団体で実施するのが最も適しているかということも検討する必要がある。

出資等を行うことによって、県の役割として実施すべき事業を県の目的を堅持しながら効率的に機動的・経済的に実施できる団体があるのであれば、その団体が実施する方がより適当であろう。団体への出資等が適切かどうかの判断基準にもなりうると思われる。

### 3-3 県の関与割合（出資比率）をどのように決定するかについて

出資比率においても、外部から見て、誰が主導的な立場にあるかどうかということが明確になるような割合を採用することが望ましいと考える。事業遂行上も事業主体の判別が容易になる。

抜本的改革を遂行するにも、既存の組織を縮小・廃止する作業は実務的に多くの難しい問題を伴う。その意味では県が圧倒的な支配力を保持している方が団体の大幅な事業内容変更を行う場合でも実施しやすいと思われる。

実施事業が永続するという前提を置かないで出資等割合を判断することも必要となっているのかも知れない。

### 3-4 出資額（出資団体の事業規模）について

どのような事業遂行を期待するかによって団体規模や保有資金量は異なると考えられることから、県の事業目的・方針によりその出資等の金額も影響されると思われる。

事業実施における財源を出資等に求めるか、補助金や助成金等に求めるかにより出資等の額は異なるとは思われるが、安定継続的な事業達成が必要な重要事業を目的にもつ団体

に対しては相応の出資等も必要であろう。

その意味では、同じような範疇に属する事業を実施しているような団体は統合し、必要な事業規模を維持しておくことも重要ではないかと考える。相互に関連する事業を実施している団体を統合することは情報も増え、事業効率の観点からも望ましい形となる。

### 3-5 出資等比率の高い団体の名称と情報開示について

県が支配的な出資等比率をもつ団体については、団体名称を見ただけで事業目的が明確になるような名称が望ましい。また、どのような事業を、どのような計画で実施し、達成状況はどうであったか等の事業遂行に関する情報開示をより一層推進する必要があるように思われる。

県は、それら団体の情報開示に対しては、他の出資等比率の低い団体よりも情報開示に留意し指導する必要があるとあり、団体側においても、自らの位置づけを自覚し、より積極的に情報開示するという意識が求められる。

### 3-6 県外の団体への出資等について

第1章の「鹿児島県の投資及び出資金」で記載しているとおり、圧倒的に多いのは東京に所在地を置く全国的な団体への出資等となっている。

当然のこととして全国諸自治体が出資等を行っていることから県の出資等比率は低く、県が主導的立場を有していると認められるような団体は見当たらない。これらの団体に対する出資等については、団体からの出資要請に起因するものと推測されるが、出資等の管理面においても当県のみでの判断では難しい側面も有する。

なお、これら県外（熊本県を除く。）の出資等については6団体について出資額の評価減が実施されているが、金額的には重要なものではない。

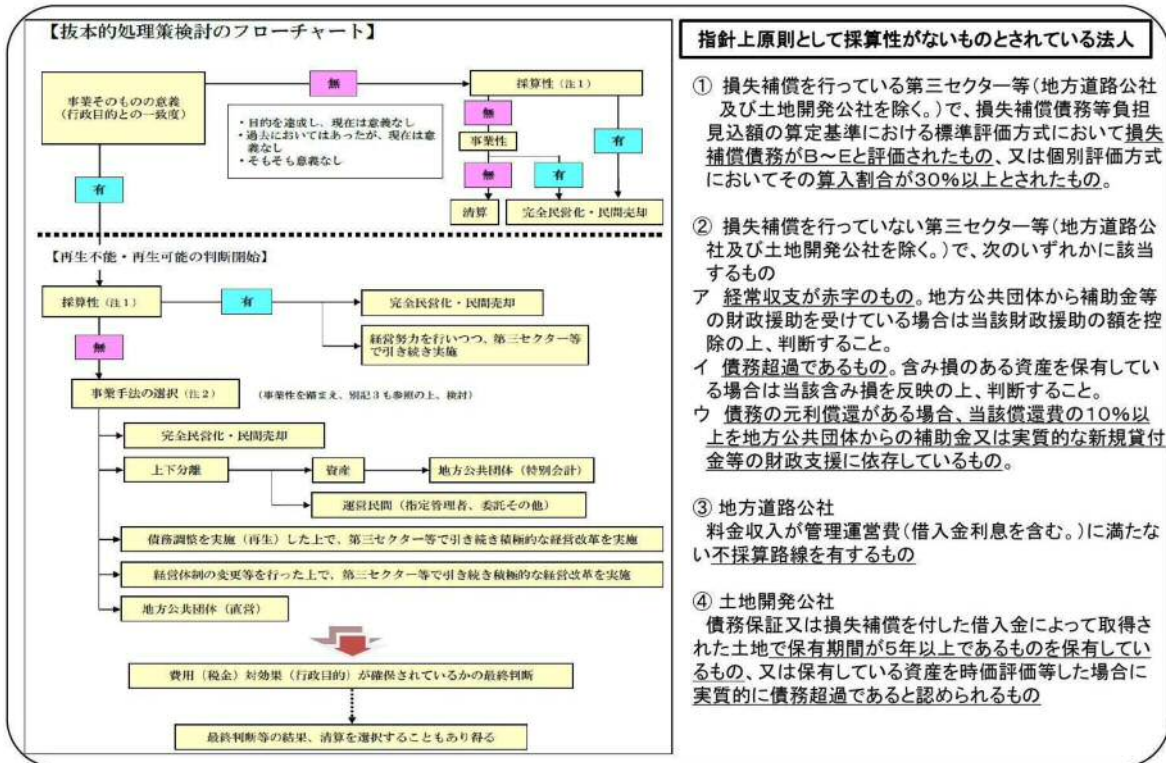
#### [参考] 抜本的処理策検討のフローチャート

出資等の内容検討過程において、所管課でも出資等の継続方針について判断に迷う部分もあるとの意見もあった。

前述のように、出資等の実施を決定するより、撤退等を決断する方が実務的には遥かに難しい。出資等団体側からは県から見放された感が生じ、それまでの経緯も邪魔をする。

周知のことかも知れないが、総務省の公表資料中には種々の参考資料があり、次のようなフローチャートも示されている。

県としての方針が明確でないと判断を誤る恐れもあるので注意を要するが、抜本的処理対策検討を判断するのに、逆をいえば、出資の意義を再考する上で役に立つと思われるので転載しておく。



**(その他の主な指針等)**

- 「土地開発公社の抜本的改革について」(平成21年8月26日総務省自治行政局地域振興室長通知)
- 「林業公社の経営対策等に関する検討会」報告書(平成21年6月30日)

**4 公益法人制度改革について**

公益法人制度改革における移行期間が平成 25 年 11 月末で終了予定であったことから、当年度の監査中においても出資等団体の状況に留意していたところである。

県からの出資の意義を再検討するに際しては、「公益」か「一般」かという相違は大きいと認識している。法人の意思が従来から一般に変更するということが、県の出資等時における理由に影響を及ぼす可能性が生じるし、諸契約時の相手先選定等にも影響する。

県内に事業所を置く出資等先等はほとんどの団体が「公益法人」に移行していたが、一般に移行した法人が 3 団体あった。そのうちの 1 社団法人に対しては県の実施事業に密接な関係を有していると考えたため、公益法人への移行が適当ではないかという意見を付した。

団体の実質は当然のこととして重要な要素であるが、県民に誤解を与えないような法人格を有していることも、県と一体となって事業を遂行しようという団体には重要である。

公益法人制度改革に伴って、一部の団体についてはあるが出資等の取扱いにおいて新たな会計的な課題も生じている。

例えば、公益法人では県からの出資等を指定正味財産で受け入れている場合も多かった

が、制度移行に際して「長期預り金」や「寄託金」に振り替えている場合も見られた。

公益法人側で負債に計上しているということは、いわゆる純資産ではなく負債として認識しているわけであり、将来の返済も予定していることになる。仮に、預り金処理を行っている公益法人側の意図（処理）に合わせるとすると、県側では預け金となるのが通常であろう。金銭を預けているということであり、出資や出捐とは性格が異なってくる。

実務的には県では出資等を行った時点での処理を継続するのではないかと推測されるため、会計的には県の意図と受け側での処理の整合性が取れていないという状況を生じさせている。今後の課題になると思われる。

## 5 終わりに ～新地方公会計制度の推進について～

新地方公会計制度の整備推進に関しては、この3年間の監査においても一貫して念頭に置いていた事項である。徐々には当制度も浸透してきているが、取り組みが急激に進展したという印象はない。制度の進捗状況についても適時に情報開示が必要な事項と思われる。

全国の自治体の進捗状況をもても、なかなか浸透は難しく、他の自治体の公表情報を見ようとしても「基準モデル」、「総務省方式改訂モデル」、「東京都方式」等が混在しており、情報の公表内容も各自治体において統一されておらず、公表のタイミングが遅い自治体も存在している。今後の検討すべき課題も多い。

なお、本県においては財務諸表等の本体が公表されているが、概要しか公表していない自治体も見られる。概要では詳細な状況把握はできないし、本体があつての概要ではないのかとも考える。

●平成23年度の当監査においては、地方公会計制度を推進するためには、まず「固定資産台帳の整備」が重要であると考えられるが、鹿児島県は多くの離島を有していることから相当の時間を要すると思われたこと、そして港湾台帳という通常の公有資産台帳とは様式等が異なる台帳を使用していること、東日本大震災での教訓をもとに津波対策を念頭に置く必要があったこと、「社会資本の老朽化と維持更新」が問題になっていることなどから港湾・漁港事業を対象に実施し、事業計画から開示に至るまでの流れ把握に留意した構成とした。

●平成24年度は、「自治体の債権管理に関する調査研究報告書 ～債権の発生から消滅までのあるべき姿を考える～」(平成22年3月 財団法人東京市町村自治調査会)なども公表され、「債権管理条例」が多くの自治体でも制定されている背景を受けて、問題とされることの多い債権管理のうち時効の援用が必要となる「私債権」をテーマとし、その全容を把握・記載しながら、未収債権とその対策、回収不能見込額の評価、開示等について実施した。

当年度は、同様に問題とされることの多い「出資等」をテーマとし、その全容を把握・記載しながら、「貸借対照表」数値との関連や「連結財務諸表」に含まれる「第三セクター等の抜本的対策への取り組み」状況を念頭に置いて、出資等の評価や県の将来損失負担の可能性等について、同制度における公表資料との関連性に留意しながら実施した。

出資等先を判断する場合には、その団体に関する事業内容の情報や財務内容の正確性・信頼性は欠かせない。正確な情報が俎上に上がらなければ団体の統廃合に関する重要な意思決定や正確な評価（損失見積り）は難しいし、判断を誤らせる可能性もある。

公認会計士等の外部監事が選任されている団体も多くなってはいるが、県財政に重要な影響を及ぼすような団体には短期間でも外部の監査を導入すれば判断資料としての情報の信頼性確保効果も期待できるのではないか思う。